

資料番号 3-4-3(添付)

本資料は「株式会社日立製作所 王禅寺センタ 日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請書 (HR20-175B, 令和 2 年 9 月 28 日)」をベースに資料番号 3-4-3 に示す保安規定審査基準の対応箇所 (㊦ 1-1 ~ ㊦ 2) 及び補正箇所を記載したものである。

H T R 保 安 規 定

(審査基準との対応及び補正方針)

1. 変更の内容及び理由

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則附則第8条の規定に基づく変更
 - (a) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に伴う記載の追加、見直し
 - (b) 性能維持施設の選定、施設管理方針等の策定等に係る記載の追加、見直し
 - (c) 上記の他、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準の改正（令和元年度第61回原子力規制委員会資料3-1別表第10）に基づく記載の追加、見直し
- (2) 設工認又は廃止措置計画の認可を受けた機器等の交換についての記載を追加（令和元年度第50回原子力規制委員会資料7）
- (3) 眼の水晶体の線量限度の変更のための平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）等の一部を改正する告示（令和2年3月18日 原子力規制委員会告示第七号）に基づく変更
- (4) 社内体制の見直しに伴う変更
- (5) 記載の適正化に伴う変更

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|--|--|---|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 | |
| <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、日立教育訓練用原子炉（以下「H T R」という。）施設及び専ら H T R 施設の廃止措置期間中に供する施設（以下「H T R 施設」含め、「H T R 施設等」という。）の保安及び品質保証に関する事項を定め、当該施設における保安の確保を図ることを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、日立教育訓練用原子炉（以下「H T R」という。）施設及び専ら H T R 施設の廃止措置期間中に供する施設（以下「H T R 施設」含め、「H T R 施設等」という。）の保安及び品質保証に関する事項を定め、<u>核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止して当該施設における保安の確保を図ることを目的とする。</u></p> | (1)(c) ②2 |
| <p>(用語)</p> <p>第 2 条 この規定において使用する用語は、法律並びに試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）並びに核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「告示」という。）の用例に従う。</p> <p>2 この規定において、前項に掲げる用語の他、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「管理値」とは、放射線等の防護上並びに施設の保安管理上守らなければならない法令等により定められる限度の値をいう。</p> <p>(2)「管理目標値」とは、H T R 施設等の作業管理上並びに安全管理上、「管理値」より低い値で規制する努力目標値をいう。</p> | <p>(用語)</p> <p>第 2 条 この規定において使用する用語は、法律並びに試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）並びに核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「告示」という。）の用例に従う。</p> <p>2 この規定において、前項に掲げる用語の他、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「管理値」とは、放射線等の防護上並びに施設の保安管理上守らなければならない法令等により定められる限度の値をいう。</p> <p>(2)「管理目標値」とは、H T R 施設等の作業管理上並びに安全管理上、「管理値」より低い値で規制する努力目標値をいう。</p> | |
| <p>(適用範囲)</p> <p>第 3 条 H T R 施設等の保安及び品質保証に関する事項については、この規定に定めるところによる。</p> | <p>(適用範囲)</p> <p>第 3 条 H T R 施設等の保安及び品質保証に関する事項については、この規定に定めるところによる。</p> | |
| <p>(他の規定との関係)</p> <p>第 4 条 H T R 施設等に係る保安管理及び品質保証活動は、この規定に定める他、H T R 保安管理要領及びH T R 品質保証計画を定める。</p> | <p>(他の規定との関係)</p> <p>第 4 条 H T R 施設等に係る保安管理及び品質保証活動は、この規定に定める他、H T R 保安管理要領及びH T R 品質<u>マニュアル</u>に定める。</p> | ①1-1,①1-2 (1)(a)(c) |
| <p>(規定等の改定及び廃止)</p> <p>第 5 条 王禅寺センタ長は、この規定の改定及び廃止をするときは、品質保証責任者の審査を受け、H T R 安全委員会の諮問、原子力事業を所管する本部の長（H T R 保安管理要領に定める者をいい、以下「本部の長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>王禅寺センタ長は、第 4 条に定める H T R 品質保証計画の管理に責任を有し、改定及び廃止をするときは、第 1 0 条に定める審査、承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 管理グループ長は、第 4 条に定める H T R 保安管理要領の<u>管理に責任を有し、改</u></p> | <p>(規定等の改訂)</p> <p>第 5 条 王禅寺センタ長は、この規定の改訂をするときは、品質保証責任者及び<u>廃止措置主任者</u>の審査を受け、H T R 安全委員会の諮問、原子力事業を所管する本部の長（H T R 保安管理要領に定める者をいい、以下「本部の長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>品質保証責任者は、第 4 条に定める H T R 品質マニュアルの改訂をするときは、第 1 0 条に定める審査、承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 管理グループ長は、第 4 条に定める H T R 保安管理要領の改訂をするときは、<u>廃止措置主任者</u>の審査を受け、王禅寺センタ長の承認を受けなければならない。</p> | (5) (5), (1)(c) (1)(a)(c), (5) (5) (1)(c) |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|--|
| <p>定及び廃止をするときは、品質保証責任者の審査を受け、王禅寺センタ長の承認を受けなければならない。</p> | | |
| <p>第 2 章 組 織 及 び 職 務</p> | <p>第 2 章 組 織 及 び 職 務</p> | |
| <p>(組織) 第 6 条 H T R 施設等に係わる保安管理及び品質保証に関する組織は、図 1 に示すとおりとする。</p> | <p>(組織) 第 6 条 H T R 施設等に係わる保安管理及び品質保証に関する組織（以下、「<u>保安管理組織</u>」という。）は、図 1 に示すとおりとする。</p> | <p>①1-1,①2,③1,④1 (5)</p> |
| <p>(職務) 第 7 条 執行役社長（以下「社長」という。）は、株式会社日立製作所（以下「当社」という。）における代表者として H T R 施設等に係る保安及び品質保証の最終的な経営責任を負う。</p> <p>2 原子力事業を所管する事業所の長（H T R 保安管理要領に定める者をいい、以下「事業所の長」という。）は、<u>社長より委任された責任と権限に基づき</u>、H T R 施設等に係る保安管理及び品質保証活動の全般に関する経営責任を負う。</p> <p>3 原子力事業の品質保証を所管する本部の長（H T R 保安管理要領に定める者をいう。）は、<u>監査組織を統括する立場で H T R の品質保証活動が適切に行われていることを監査する責任を有する。</u></p> <p>4 本部の長は、H T R 安全委員会、その他 H T R 施設等の保安管理及び品質保証活動に関する総合調整等に関する業務を行い、施設統括管理者として王禅寺センタ長の行う業務を統括する。</p> <p>5 原子力事業の品質保証を所管する部の長（H T R 保安管理要領に定める者をいう。）は、H T R 品質保証に関して指導する。</p> <p>6 <u>監査組織は、H T R 施設等の保安管理に責任を有する組織とは独立した組織として構成され、H T R 施設等における安全性確保の活動における品質保証方法（プロセス）が、品質保証活動として適正に実施されていることを監査する。</u></p> <p>7 王禅寺センタ長は、<u>当社の定める品質マニュアルに基づき</u>、H T R 施設等管理者として、廃止措置計画、H T R 保安規定、<u>H T R 品質保証計画</u>及び H T R 保安管理要領に関する企画の業務を行い、管理グループ長に第 8 項（1）～（11）に記載する保安管理及び品質保証活動を確実に行わせる責任を有する。</p> <p>8 管理グループ長は、廃止措置期間中において次の職務を行う。</p> <p>(1) H T R 施設等の保守及び保安に関すること。</p> <p>(2-1) 放射性廃棄物の管理に関すること。</p> <p>(2-2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関すること。</p> <p>(3) 放射線の管理に関すること。</p> <p>(4) 放射線測定器の管理に関すること。</p> | <p>(職務) 第 7 条 執行役社長（以下「社長」という。）は、株式会社日立製作所（以下「当社」という。）における代表者として H T R 施設等に係る保安及び品質保証の最終的な経営責任を負うの設置者として当社を代表する。</p> <p>2 原子力事業を所管する事業所の長（H T R 保安管理要領に定める者をいい、以下「事業所の長」という。）は、<u>社長より委任された責任と権限に基づき</u>、<u>経営責任者として H T R 施設等に係るおける保安管理及び品質保証活動の全般に関する経営責任を負う。</u></p> <p>3 原子力事業の品質保証を所管する本部の長（H T R 保安管理要領に定める者をいい、以下「品証本部の長」という。）は、<u>第 1 1 条の品質マネジメントシステム計画に定める品質マネジメント管理責任者として H T R 施設等の品質保証活動が適切に行われていることを統括する責任を有する。</u></p> <p>4 <u>王禅寺センタを所管する本部の長</u>（H T R 保安管理要領に定める者をいい、以下「本部の長」という。）は、H T R 安全委員会、その他 H T R 施設等の保安管理及び品質保証活動に関する総合調整等に関する業務を行い、施設統括管理者として王禅寺センタ長の行う業務を統括する。</p> <p>5 原子力事業の品質保証を所管する部の長（H T R 保安管理要領に定める者をいう。）は、H T R 品質保証に関して指導する。</p> <p>6 <u>原子力事業の品質保証を所管する部は、H T R 施設等の保安管理に責任を有する組織とは独立した組織として構成され、H T R 施設等における安全性確保の活動における品質保証活動が、適正に実施されていることを監査する。</u></p> <p>7 王禅寺センタ長は、H T R 施設等管理者として、廃止措置計画、H T R 保安規定、<u>H T R 品質マニュアル</u>及び H T R 保安管理要領に関する企画の業務を行い、管理グループ長に第 8 項（1）～（11）に記載する保安管理及び品質保証活動を確実に行わせる責任を有する。</p> <p>8 管理グループ長は、廃止措置期間中において次の職務を行う。</p> <p>(1) H T R 施設等の保守及び保安に関すること。</p> <p>(2-1) 放射性廃棄物の管理に関すること。</p> <p>(2-2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関すること。</p> <p>(3) 放射線の管理に関すること。</p> <p>(4) 放射線測定器の管理に関すること。</p> | <p>④1,①1-1 (5)①1-2 (1)(a)(c) (1)(a) (1)(a)(c) (1)(a) (1)(a) (1)(a)(c) (1)(a) (1)(a) (1)(a) (1)(a) (5)</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|---|---|
| <p>(5) H T R 施設等に係わる保安・品質保証教育及び保安訓練に関すること。</p> <p>(6) 保安及び品質保証に関する事項の記録に関すること。</p> <p>(7) 法律に基づく手続き（定期報告を含む）に関すること。</p> <p>(8) H T R 施設等の警備に関すること。</p> <p>(9) H T R 施設等の非常時における所内外との連絡に関すること。</p> <p>(10) H T R 施設等の非常時における保安に関すること。</p> <p>(11) 品質保証活動の遂行に関すること。</p> <p>9 工事グループ長は、廃止措置期間中において、廃止措置計画に基づく解体及びその他の作業（以下「工事」という。）を実施する場合に次の職務を行う。</p> <p>(1) 廃止措置計画のうちの工事の実施に関すること。</p> | <p>(5) H T R 施設等に係わる保安・品質保証教育及び保安訓練に関すること。</p> <p>(6) 保安及び品質保証に関する事項の記録に関すること。</p> <p>(7) 法律に基づく手続き（定期報告を含む）に関すること。</p> <p>(8) H T R 施設等の警備に関すること。</p> <p>(9) H T R 施設等の非常時における所内外との連絡に関すること。</p> <p>(10) H T R 施設等の非常時における保安に関すること。</p> <p>(11) 品質保証活動の遂行に関すること。</p> <p>9 工事グループ長は、廃止措置期間中において、廃止措置計画に基づく解体及びその他の作業（以下「工事」という。）を実施する場合に次の職務を行う。</p> <p>(1) 廃止措置計画のうちの工事の実施に関すること。</p> <p><u>10 設計グループ長は、廃止措置期間中に実施する工事の計画を実施する場合に次の職務を行う。</u></p> <p><u>(1) 廃止措置計画のうちの工事の計画に関すること。</u></p> | (4) |
| <p>(品質保証責任者)</p> <p>第 8 条 <u>王禅寺センタ長は、H T R 施設等に係わる品質保証及び保安の監督を行わせるため、以下の①～④のいずれかに該当する者から品質保証責任者を選任し、本部の長の任命を受けなくてはならない。</u></p> <p>① 原子炉主任技術者有資格者</p> <p>② 核燃料取扱主任者有資格者</p> <p>③ 第 1 種放射線取扱主任者有資格者</p> <p>④ <u>原子力・放射線部門又は旧機械部門（原動機：原子炉）の技術士登録者</u></p> <p>2 品質保証責任者は、H T R 施設等に係る品質保証及び保安に関し、次の (1)、(2) に掲げる職務を行う。</p> <p><u>(1) 品質保証に係る職務</u></p> <p>① H T R 施設等の品質保証活動上必要な場合は、H T R 施設等の品質保証活動に係る者に対し助言、勧告又は指示をすること。</p> <p>② 王禅寺センタ長に対し、品質保証に係る意見を具申すること。</p> <p>③ 第 5 条第 1 項に基づくこの規定の改廃及び第 5 条第 2 項に基づく H T R 品質保証計画の改廃に際し、その内容を審査すること。</p> <p>④ 保安・品質保証教育計画に際し、その内容を審査すること。</p> <p>⑤ <u>法律、規則等に基づき行なう、品質保証に係る検査、監査等に立ち会うこと。</u></p> <p>⑥ 品質保証に係る報告等の書類を確認すること。</p> <p>⑦ H T R 施設等に係る品質保証上の不適合が生じた場合の是正又は改善に参画し並びに報告書の内容を確認すること。</p> <p>⑧ 第 4 2 条の品質保証に関する記録の記載内容を確認すること。</p> <p>⑨ 第 9 条規定の H T R 安全委員会及び第 1 1 条規定の王禅寺センタ連絡会に出席し、品質保証に関し必要な意見を述べること。また、必要な場合は、第 1 1 条に規定されるマネジメントレビュー（年 1 回開催）に意見を反映すること。</p> <p><u>(2) 保安に係る職務</u></p> | <p>(品質保証責任者)</p> <p>第 8 条 <u>原子力事業の品質保証を所管する部の長は、H T R 施設等に係わる品質保証の監督を行わせるため、品質保証責任者を選任し、<u>品証本部の長の任命を受けなくてはならない。</u></u></p> <p><削除></p> <p>2 品質保証責任者は、H T R 施設等に係る品質保証に関し、次に掲げる職務を行う。</p> <p><u>(1) H T R 施設等の品質保証活動上必要な場合は、H T R 施設等の品質保証活動に係る者に対し助言、勧告又は指示をすること。</u></p> <p><u>(2) 王禅寺センタ長に対し、品質保証に係る意見を具申すること。</u></p> <p><u>(3) 第 5 条第 1 項に基づくこの規定の改訂及び第 5 条第 2 項に基づく H T R 品質マニユアルの改訂に際し、その内容を策定すること。</u></p> <p><u>(4) 保安・品質保証教育計画に際し、その内容を審査すること。</u></p> <p><削除></p> <p><u>(5) 品質保証に係る報告等の書類を確認すること。</u></p> <p><u>(6) H T R 施設等に係る品質保証上の不適合が生じた場合の是正又は改善に参画し並びに報告書の内容を確認すること。</u></p> <p><u>(7) 第 4 2 条の品質保証に関する記録の記載内容を確認すること。</u></p> <p><u>(8) 第 9 条規定の H T R 安全委員会及び第 1 1 条規定の王禅寺センタ連絡会に出席し、品質保証に関し必要な意見を述べること。また、必要な場合は、第 1 1 条に規定されるマネジメントレビュー（年 1 回開催）に意見を反映すること。</u></p> <p><削除></p> | (1)(a)(c) (1)(a) (c) (1)(a) (c) (1)(a) (c) (1)(a) (c) (5) (5) (5), (1)(a) (c) (5), (1)(a) (c) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (1)(c) |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|----------------------------------|
| <p>① <u>HTR施設等の保安管理上必要な場合は、HTR施設等の保安管理に係る者に対し助言、勧告又は指示をすること。</u></p> <p>② <u>王禅寺センタ長に対し、安全に係る意見を具申すること。</u></p> <p>③ <u>第5条第1項に基づくこの規定の改廃及び第5条第3項に基づくHTR保安管理要領の改廃に際し、その内容を審査すること。</u></p> <p>④ <u>保安・品質保証教育計画、保安訓練計画及び放射線作業計画に際し、その内容を審査すること。</u></p> <p>⑤ <u>法律、規則に基づき行なう、保安規定の遵守状況検査等に立ち会うこと。</u></p> <p>⑥ <u>保安管理に係わる報告等の書類を確認すること。</u></p> <p>⑦ <u>HTR施設等に係る異常及び故障等が生じた場合の原因の調査に参画し並びに報告書の内容を確認すること。</u></p> <p>⑧ <u>第42条の保安管理に関する記録の記載内容を確認すること。</u></p> <p>⑨ <u>第9条規定のHTR安全委員会及び第11条規定の王禅寺センタ連絡会に出席し、保安に関し必要な意見を述べること。また、必要な場合は、第11条に規定されるマネジメントレビュー（年1回開催）に意見を反映すること。</u></p> <p>3 <u>品質保証責任者が職務を行なうことが出来ない場合は、その職務を代行させるため、第1項に定める要件を備える者のうちから、あらかじめ第1項に定める選任、承認、任命の手続きを経た品質保証責任者の代行者（以下「代行者」という。）を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>HTR施設等の品質保証活動及び保安管理に係る者は、第2項(1)の①及び(2)の①に定める品質保証責任者の助言、勧告又は指示に従わなければならない。</u></p> <p>5 <u>王禅寺センタ長は、第2項(1)の②及び(2)の②に定める品質保証責任者の意見具申を尊重しなければならない。</u></p> | <p>3 品質保証責任者が職務を行なうことが出来ない場合は、品質保証責任者の代行者を置くことができる。</p> <p>4 HTR施設等の品質保証活動及び保安管理に係る者は、第2項の(1)に定める品質保証責任者の助言、勧告又は指示に従わなければならない。</p> <p>5 王禅寺センタ長は、第2項の(2)に定める品質保証責任者の意見具申を尊重しなければならない。</p> | <p>(4)</p> <p>(4)</p> <p>(4)</p> |
| | <p><u>(廃止措置主任者)</u></p> <p><u>第8条の2 王禅寺センタ長は、HTR施設等に係わる保安の監督を行わせるため、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する者から廃止措置主任者を選任し、本部の長の任命を受けなくてはならない。</u></p> <p><u>(1) 原子炉主任技術者有資格者</u></p> <p><u>(2) 核燃料取扱主任者有資格者</u></p> <p><u>(3) 第1種放射線取扱主任者有資格者</u></p> <p><u>(4) 原子力・放射線部門又は旧機械部門（原動機：原子炉）の技術士登録者</u></p> <p>2 <u>廃止措置主任者は、HTR施設等に係る保安に関し、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p><u>(1) HTR施設等の保安管理上必要な場合は、HTR施設等の保安管理に係る者に対し助言、勧告又は指示をすること。</u></p> <p><u>(2) 王禅寺センタ長に対し、安全に係る意見を具申すること。</u></p> <p><u>(3) 第5条第1項に基づくこの規定の改訂及び第5条第3項に基づくHTR保安管理要領の改訂に際し、その内容を審査すること。</u></p> <p><u>(4) 保安・品質保証教育計画、保安訓練計画及び放射線作業計画に際し、その内容を審査すること。</u></p> | <p>(1)(c)④2</p> <p>⑩⑪3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|--|---|
| | <p><u>(5) 保安管理に係わる報告等の書類を確認すること。</u></p> <p><u>(6) H T R 施設等に係る異常及び故障等が生じた場合の原因の調査に参画し並びに報告書の内容を確認すること。</u></p> <p><u>(7) 第 4 2 条の保安管理に関する記録の記載内容を確認すること。</u></p> <p><u>(8) 第 9 条規定の H T R 安全委員会及び第 1 1 条規定の王禅寺センタ連絡会に出席し、保安に関し必要な意見を述べること。また、必要な場合は、第 1 1 条に規定されるマネジメントレビュー（年 1 回開催）に意見を反映すること。</u></p> <p><u>3 廃止措置主任者が職務を行なうことが出来ない場合は、その職務を代行させるため、第 1 項に定める要件を備える者のうちから、あらかじめ第 1 項に定める選任、承認、任命の手続きを経た廃止措置主任者の代行者を置くことができる。</u></p> <p><u>4 H T R 施設等の保安管理に係る者は、第 2 項の (1) に定める廃止措置主任者の助言、勧告又は指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>5 王禅寺センタ長は、第 2 項の (2) に定める廃止措置主任者の意見具申を尊重しなければならない。</u></p> | |
| <p>(H T R 安全委員会)</p> <p>第 9 条 株式会社日立製作所には、H T R 施設等における保安管理及び品質保証等に係る事項を審議するため、H T R 安全委員会を置く。</p> <p>2 H T R 安全委員会は、本部の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) この規定の改定に関する事項。</p> <p>(2) 法定許認可及び廃止措置の対応に関する事項。</p> <p>(3) その他 H T R 施設等の安全性に関する事項。</p> <p>3 H T R 安全委員会は、第 2 項の審議事項と認めた場合に、適時開催する。</p> <p>4 H T R 安全委員会は、本部の長、品質保証責任者、<u>原子炉主任技術者有資格者</u>及びその他本部の長が定めた者をもって構成し、事業所の長が任命する。</p> <p>5 本部の長は、H T R 安全委員会の意見具申を尊重しなければならない。</p> | <p>(H T R 安全委員会)</p> <p>第 9 条 株式会社日立製作所には、H T R 施設等における保安管理及び品質保証等に係る事項を審議するため、H T R 安全委員会を置く。</p> <p>2 H T R 安全委員会は、本部の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) この規定の改訂に関する事項。</p> <p>(2) 法定許認可及び廃止措置の対応に関する事項。</p> <p>(3) その他 H T R 施設等の安全性に関する事項。</p> <p>3 H T R 安全委員会は、第 2 項の審議事項と認めた場合に、適時開催する。</p> <p>4 H T R 安全委員会は、本部の長、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>及びその他本部の長が定めた者をもって構成し、事業所の長が任命する。</p> <p>5 本部の長は、H T R 安全委員会の意見具申を尊重しなければならない。</p> | <p>⑦</p> <p>(5)</p> <p>(1)(c), (5) ⑩⑪⑬</p> |
| 第 3 章 品質保証 | 第 3 章 品質保証 | |
| <p>(H T R 品質保証計画の策定)</p> <p>第 1 0 条 <u>王禅寺センタ長は、品質保証活動の実施のため、H T R 品質保証計画を策定し、品質保証責任者及び原子力事業の品質保証を所管する部の長の審査を受け、本部の長の承認を得なければならない。</u></p> | <p>(H T R 品質マニュアルの策定)</p> <p>第 1 0 条 <u>品質保証責任者は、品質保証活動の実施のため、H T R 品質マニュアルを策定し、王禅寺センタ長及び原子力事業の品質保証を所管する部の長の審査を受け、原子力事業の品質保証を所管する本部の長の承認を得なければならない。</u></p> | <p>(1)(a)(c)</p> <p>(1)(a), (5)</p> <p>(1)(a)</p> |
| <p>(品質保証活動の実施・評価・継続的改善)</p> <p>第 1 1 条 <u>王禅寺センタ長は、品質保証活動に係る王禅寺センタに属する者に対し、H T R 品質保証計画に基づく保安に関し、必要な個々の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</u></p> | <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 1 1 条 <u>第 1 条に係る保安の確保のために行う品質保証活動について、品質管理規則第二条四項の品質マネジメントシステムとして、別紙のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> | <p>(1)(a)(c)</p> <p>②</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|---|
| <p>2 王禅寺センタ長は、HTR施設等の安全と性能を維持するための品質保証活動に関して、<u>HTR保安規定、HTR品質保証計画及びHTR保安管理要領に基づいて実施しなければならない。</u></p> <p>3 王禅寺センタ長は、HTR施設等における対象設備の日常管理、計器校正、装置・機器の購入及び検査、作業・工事及びこれらに係る外注の役務に対する品質及び安全管理について、<u>HTR品質保証計画に定め、その規定に従って活動を行うことにより確保しなければならない。</u></p> <p>4 王禅寺センタ長は、<u>HTR品質保証計画に基づき、品質保証活動が適切、妥当、かつ有効であることを確実にするため、以下の①～④を通じて品質保証活動の継続的改善を行わなければならない。</u></p> <p>① <u>王禅寺センタ長主催の王禅寺センタ連絡会（1回／3月以上）</u></p> <p>② <u>本部の長主催のマネジメントレビュー（年1回）</u></p> <p>③ <u>定常の保安管理及び品質保証活動</u></p> <p>④ <u>不適合に係る是正又は改善処置もしくは予防処置</u></p> <p><u>マネジメントレビュー実施後は、事業所の長に遅滞なく報告し、承認を得なければならない。</u></p> <p>5 王禅寺センタ長は、第7条第2項に基づき原子力事業の品質保証を所管する本部の長の下に組織される監査組織が実施する内部監査を年1回受け、<u>品質保証活動の評価を行わなければならない。品質保証責任者は、内部監査に立ち会わなければならない。内部監査の方法については、HTR品質保証計画に定める。</u></p> <p>6 <u>HTR施設等の保安管理及び品質保証活動に係る王禅寺センタに属する者は、前項の内部監査結果に基づく指示、勧告に従わなければならない。</u></p> | <p><削除></p> | <p>(1)(a)(c)</p> |
| <p>第 4 章 保安・品質保証教育及び保安訓練</p> | <p>第 4 章 保安・品質保証教育及び保安訓練</p> | |
| <p>(保安・品質保証教育)</p> <p>第12条 管理グループ長は、廃止措置計画に基づく第2段階において、<u>HTR施設等の保安管理業務に従事する者及び放射線作業に従事する者（以下、「放射線業務従事者」という。）</u>に対して、表1に掲げる保安・品質保証教育実施方針に示す教育内容につき、新たに業務に従事する前に実施し、継続者に対しては、実施計画を毎年計画し、年1回以上行わなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、実施方針と実施計画について、王禅寺センタ長、品質保証責任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、保安・品質保証教育の実施結果を王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第8条第1項に規定する品質保証責任者と同等の国家資格を有する者又は大学専門課程において表1に掲げる教育内容と同等の教育を受けている者については、証明証等確認の上、その受講内容に応じて教育内容を免除することができる。ただし、王禅寺センタ長、管理グループ長、工事グループ長、管理グループ員、及び工事グループ員（以下、「グループ員等」という。）に対しては品質</p> | <p>(保安・品質保証教育)</p> <p>第12条 管理グループ長は、廃止措置計画に基づく第2段階において、<u>放射線作業に従事する者（以下、「放射線業務従事者」という。）</u>、<u>HTR施設等の保安管理業務に従事する管理グループ員及び工事に従事する工事グループ員</u>に対して、表1に掲げる保安・品質保証教育実施方針に示す教育内容につき、新たに業務に従事する前に実施し、継続者に対しては、実施計画を毎年計画し、年1回以上行わなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、実施方針と実施計画について、王禅寺センタ長、品質保証責任者、及び廃止措置主任者の<u>同意審査、承認を得な受け</u>なければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、保安・品質保証教育の実施結果を王禅寺センタ長、品質保証責任者、及び廃止措置主任者に報告しなければならない。</p> <p><削除></p> | <p>(5)⑤1, ⑤3, ⑤5 (5)</p> <p>(1)(c) ⑤4, ⑩⑬3 (1)(c) (5)</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|---|---|
| 保証の教育の免除を適用しない。 | | |
| <p>(保安訓練)</p> <p>第 1 3 条 管理グループ長は、毎年度、H T R 施設等の保安管理に係る業務を行う者に対し、施設に係る事故の非常事態を想定した保安訓練について、保安訓練計画を作成し、実施しなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、保安訓練計画について王禅寺センタ長及び品質保証責任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、保安訓練の実施結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</p> | <p>(保安訓練)</p> <p>第 1 3 条 管理グループ長は、毎年度、H T R 施設等の保安管理に係る業務を行う者に対し、施設に係る事故の非常事態を想定した保安訓練について、保安訓練計画を作成し、実施しなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、保安訓練計画について王禅寺センタ長及び品質保証責任者の同意<u>廃止措置主任者の同意審査、承認を得</u>なければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、保安訓練の実施結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者<u>廃止措置主任者</u>に報告しなければならない。</p> | <p>⑭9</p> <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c) ⑯⑰3</p> |
| <p>第 5 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 管理区域等の設定</p> | <p>第 5 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 管理区域等の設定</p> | |
| <p>(管理区域・周辺監視区域の設定)</p> <p>第 1 4 条 H T R 施設等の管理区域及び周辺監視区域は図 2、図 2-2 及び図 3 に示す区域とする。ただし、第 5 倉庫の屋上については、第 5 倉庫内の放射性固体廃棄物の量に変動がなく、屋上面での空間線量当量率が規則第 1 条の 2 第 2 項第四号の定義を超えないと認められる場合には、管理グループ長は、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得て、管理区域の解除ができる。</p> <p>2 管理グループ長は、前項の管理区域以外に、前項の管理区域の定義に該当する場所が一時的に生じた場合には、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得て、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に設定しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、前項の一時管理区域の設定を解除しようとする場合には、当該場所が管理区域の定義に該当しなくなったことを確かめた後、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> <p>4 工事グループ長は、廃止措置計画の実施において、一時管理区域を設定する必要がある場合又はその設定を解除する場合には、あらかじめ管理グループ長に依頼しなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、第 1 項の管理区域又は第 2 項の一時管理区域の一部又は全部について、汚染のおそれのない管理区域とみなす場合（当該区域において汚染の発生する作業を行わない場合、かつ表面密度が α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² を超えない場合）には、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> | <p>(管理区域・周辺監視区域の設定)</p> <p>第 1 4 条 H T R 施設等内で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）又は空気中の放射性物質の濃度が、告示に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とし、管理区域及び周辺監視区域は図 2、図 2-2 及び図 3 に示す区域とする。ただし、第 5 倉庫の屋上については、第 5 倉庫内の放射性固体廃棄物の量に変動がなく、屋上面での空間線量当量率が規則第 1 条の 2 第 2 項第四号の定義を超えないと認められる場合には、管理グループ長は、<u>廃止措置主任者の審査</u>及び王禅寺センタ長の承認を得て、管理区域の解除ができる。</p> <p>2 管理グループ長は、前項の管理区域以外に、前項の管理区域の定義に該当する場所が一時的に生じた場合には、<u>廃止措置主任者の審査</u>及び王禅寺センタ長の承認を得て、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に設定しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、前項の一時管理区域の設定を解除しようとする場合には、当該場所が管理区域の定義に該当しなくなったことを確かめた後、<u>廃止措置主任者の審査</u>及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> <p>4 工事グループ長は、廃止措置計画の実施において、一時管理区域を設定する必要がある場合又はその設定を解除する場合には、あらかじめ管理グループ長に依頼しなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、第 1 項の管理区域又は第 2 項の一時管理区域の一部又は全部について、汚染のおそれのない管理区域とみなす場合（当該区域において汚染の発生する作業を行わない場合、かつ表面密度が α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm² を超えない場合）には、<u>廃止措置主任者の審査</u>及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> | <p>⑧1</p> <p>(1)(c)⑧2</p> <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c)</p> <p>⑧2</p> <p>(1)(c)</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|--|------------------------------------|
| <p>(管理区域・周辺監視区域の標識)</p> <p>第 15 条 管理グループ長は、管理区域・周辺監視区域に当社社員を含む周辺公衆（以下、本条において「人」という。）がみだりに立ち入らないようにするため、また、汚染のおそれのない管理区域と管理区域を区別するため、表 2 に掲げる位置に標識を設け、壁、フェンス等により区画しなくてはならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、周辺監視区域に人を居住させてはならない。</p> | <p>(管理区域・周辺監視区域の標識)</p> <p>第 15 条 管理グループ長は、管理区域・周辺監視区域に当社社員を含む周辺公衆（以下、本条において「人」という。）がみだりに立ち入らないようにするため、また、汚染のおそれのない管理区域と管理区域を区別するため、表 2 に掲げる位置に標識を設け、壁、フェンス等により区画しなくてはならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、周辺監視区域に人を居住させてはならない。</p> | ⑧1, ⑧9 |
| <p>施行の時期は、付則口) に従う。</p> <p>(当社が所有権を有する土地の管理)</p> <p>第 15 条の 2 事業所の長は、図 3 に示す所有権境界内の土地上及びその空間においては、廃止措置完了までの間所有権の処分はせず、人を居住させてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、不特定者がみだりに立ち入らないようにするため所有権境界にフェンスを設置するとともに表 2 に掲げる標識を設けなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、人の居住がないことを表 7 に定める巡視により確認しなければならない。</p> | <p>施行の時期は、付則口) に従う。</p> <p>(当社が所有権を有する土地の管理)</p> <p>第 15 条の 2 事業所の長は、図 3 に示す所有権境界内の土地上及びその空間においては、廃止措置完了までの間所有権の処分はせず、人を居住させてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、不特定者がみだりに立ち入らないようにするため所有権境界にフェンスを設置するとともに表 2 に掲げる標識を設けなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、人の居住がないことを表 7 に定める巡視により確認しなければならない。</p> | |
| 第 2 節 管理区域等の出入管理 | 第 2 節 管理区域等の出入管理 | |
| <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第 16 条 王禅寺センタ長は、放射線業務従事者を業務前に指定し、また、業務終了後に解除を行わなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の指定を行うときは、本人の被ばく歴、保安教育の受講記録がその者を放射線業務従事者として、指定する要件をみたしていることを確認しなければならない。また、解除の時は、被ばく歴を被解除者に渡さなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。ただし、見学等で立ち入る者で管理グループ長の承認を受けた者（以下「一時立入者」という。）が、管理グループ長の指定する付添人の指示に従って立ち入る場合には、この限りでない。</p> <p>4 付添人は、管理区域の一時立入者に対し、保安のための注意事項及び放射線管理上の注意事項を告げるとともに、管理区域内においても随時、注意を与え、その者の安全を確保するよう留意しなければならない。</p> <p>5 管理区域への出入りには、図 2 に示す出入口を使用する。ただし、大物搬入を、管理グループ長が承認した物品の搬出入等の目的で使用する場合は、この限りでない。車両（自動車、フォークリフト等）が管理区域内に立入る場合は、退出の際に車両について表面密度の検査をしなくてはならない。</p> <p>6 管理グループ長は、管理区域の出入口扉に施錠してその鍵を保管し、承認を得ていない者が管理区域に立入ることができないように管理しなければならない。</p> | <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第 16 条 王禅寺センタ長は、放射線業務従事者を業務前に指定し、また、業務終了後に解除を行わなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の指定を行うときは、本人の被ばく歴、保安教育の受講記録がその者を放射線業務従事者として、指定する要件をみたしていることを確認しなければならない。また、解除の時は、被ばく歴を被解除者に渡さなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。ただし、見学等で立ち入る者で管理グループ長の承認を受けた者（以下「一時立入者」という。）が、管理グループ長の指定する付添人の指示に従って立ち入る場合には、この限りでない。</p> <p>4 付添人は、管理区域の一時立入者に対し、保安のための注意事項及び放射線管理上の注意事項を告げるとともに、管理区域内においても随時、注意を与え、その者の安全を確保するよう留意しなければならない。</p> <p>5 管理区域への出入りには、図 2 に示す出入口を使用する。ただし、大物搬入を、管理グループ長が承認した物品の搬出入等の目的で使用する場合は、この限りでない。車両（自動車、フォークリフト等）が管理区域内に立入る場合は、退出の際に車両について表面密度の検査をしなくてはならない。</p> <p>6 管理グループ長は、管理区域の出入口扉に施錠してその鍵を保管し、承認を得ていない者が管理区域に立入ることができないように管理しなければならない。</p> <p>7 管理グループ長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の各号に掲げる事項を遵守</p> | <p>⑧4</p> <p>⑧6</p> <p>⑧6, ⑧10</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|---|--|
| <p>7 管理グループ長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の各号に掲げる事項を遵守させなくてはならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者は、電子式個人線量計及びガラスバッジ等を着用すること。</p> <p>(2) 一時立入者は、電子式個人線量計等を着用すること。ただし、一時立入者が集団で管理区域に立ち入る場合であって、それらの者の実効線量が、100μSv を超えないことが明らかであり、かつ実効線量が一樣になると判断できる場合には、代表者にのみ電子式個人線量計等を着用させることができる。</p> <p>(3) 管理区域に立入るときは、管理区域出入口（出入口又は大物搬入口）において、靴を履き替え、保護衣を着用すること。ただし、作業する場合は、靴を履き替え又はシューズカバーを着用し、手袋、防護衣等を着用すること。</p> <p>(4) 管理区域内において飲食及び喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 管理区域内に業務上必要でないものを持ち込まぬこと。</p> <p>(6) 退出に際しては、管理区域内出入口において、管理グループ長の行う手、足、衣服等の汚染に係る放射性物質の表面密度の検査を受けること。管理区域から隣接する汚染のおそれのない管理区域へ出る際も同様の検査を受けること。</p> <p>(7) 管理区域から物品を持出す場合は、管理区域出入口において、管理グループ長の行う汚染に係る放射性物質の表面密度の検査を受けること。管理区域から隣接する汚染のおそれのない管理区域へ物品を持出す際も同様の検査を受けること。</p> <p>8 管理グループ長は、管理区域出入口の目につきやすい場所に、前項の遵守事項を掲示しなくてはならない。</p> <p>9 第 1 4 条第 5 項に基づく汚染のおそれのない管理区域において、人の出入り及び物品の持出を行う場合においては、第 5 項の車両について表面密度の検査、第 7 項の (3)、(6)、(7) については省略できる。ただし、第 2 9 条の巡視、第 2 5 条の測定において異常が認められたときはこの省略は認められない。</p> | <p>させなくてはならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者は、電子式個人線量計及びガラスバッジ等を着用すること。</p> <p>(2) 一時立入者は、電子式個人線量計等を着用すること。ただし、一時立入者が集団で管理区域に立ち入る場合であって、それらの者の実効線量が、100μSv を超えないことが明らかであり、かつ実効線量が一樣になると判断できる場合には、代表者にのみ電子式個人線量計等を着用させることができる。</p> <p>(3) 管理区域に立入るときは、管理区域出入口（出入口又は大物搬入口）において、靴を履き替え、保護衣を着用すること。ただし、作業する場合は、靴を履き替え又はシューズカバーを着用し、手袋、防護衣等を着用すること。</p> <p>(4) 管理区域内において飲食及び喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 管理区域内に業務上必要でないものを持ち込まぬこと。</p> <p>(6) 退出に際しては、管理区域内出入口において、管理グループ長の行う手、足、衣服等の汚染に係る放射性物質の表面密度の検査を受け、<u>表 3 に示す表面密度の管理値を超えないことを確認</u>すること。管理区域から隣接する汚染のおそれのない管理区域へ出る際も同様の検査を受けること。<u>ここで、管理値を超える汚染が認められた場合は第 1 7 条の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(7) 管理区域から物品を持出す場合は、管理区域出入口において、管理グループ長の行う汚染に係る放射性物質の表面密度の検査を受け、<u>表 3 に示す表面密度の管理値を超えないことを確認</u>すること。管理区域から隣接する汚染のおそれのない管理区域へ物品を持出す際も同様の検査を受けること。<u>ここで、管理値を超える汚染が認められた場合は第 1 8 条第 2 項の措置を講じなければならない。</u></p> <p>8 管理グループ長は、管理区域出入口の目につきやすい場所に、前項の遵守事項を掲示しなくてはならない。</p> <p>9 第 1 4 条第 5 項に基づく汚染のおそれのない管理区域において、人の出入り及び物品の持出を行う場合においては、第 5 項の車両について表面密度の検査、第 7 項の (3)、(6)、(7) については省略できる。ただし、第 2 9 条の巡視、第 2 5 条の測定において異常が認められたときはこの省略は認められない。</p> | <p>⑩1</p> <p>⑧5</p> <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c)</p> <p>⑧7, ⑩5</p> <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c)</p> <p>⑧6, ⑩10</p> |
| <p>(汚染の除去)</p> <p>第 1 7 条 管理グループ長は、前条第 7 項 (6) の検査により汚染が発見された者については、衣服に対してはドラム缶等の容器（以下、「容器」という。）に入れて管理区域内に保管し、身体の汚染部分に対しては布や紙等の除染用品による除染を実施し、<u>汚染が除去されたことを確認</u>しなければならない。除染できなかつた場合には王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告して、除染のための指示を受け、指示に係る処置を行わなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項につき、本部の長、事業所の長に報告しなくてはならない。</p> | <p>(汚染の除去)</p> <p>第 1 7 条 管理グループ長は、前条第 7 項 (6) の検査により汚染が発見された者については、衣服に対してはドラム缶等の容器（以下、「容器」という。）に入れて管理区域内に保管し、身体の汚染部分に対しては布や紙等の除染用品による除染を実施し、<u>当該部位の表面密度が表 3 に掲げる管理値を超えないことを確認</u>しなければならない。除染できなかつた場合には王禅寺センタ長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告して、除染のための指示を受け、指示に係る処置を行わなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項につき、本部の長、事業所の長に報告しなくてはならない。</p> | <p>⑧4</p> <p>⑩⑩3</p> <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c)</p> <p>⑩⑩3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|--|
| <p>(物品の保管及び持出制限)</p> <p>第 18 条 管理区域内で物品を保管する場合には、汚染の可能性があるものについては汚染拡大防止の措置を講じなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、第 16 条第 7 項 (7) の検査により汚染が発見された物品については、当該物品の表面密度が表 3 に掲げる管理値を超える場合には、除染等の措置を講じ再確認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の再確認で表 3 に掲げる管理値を超える物品は管理区域外へ持出してはならない。</p> | <p>(物品の保管及び持出制限)</p> <p>第 18 条 管理区域内で物品を保管する場合には、汚染の可能性があるものについては汚染拡大防止の措置を講じなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、第 16 条第 7 項 (7) の検査により汚染が発見された物品については、当該物品の表面密度が表 3 に掲げる管理値を超える場合には、除染等の措置を講じ再確認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の再確認で表 3 に掲げる管理値を超える物品は管理区域外へ持出してはならない。</p> | ⑩9 |
| <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第 19 条 管理グループ長は、管理区域のうち、次の区域について、壁、フェンス、標識等により他の場所と区分し、当該区域への放射線業務従事者の立入時間を制限するなどの指示を与えなくてはならない。</p> <p>(1) 表 4 に掲げる放射線業務従事者の線量限度を超え、又は超えるおそれのある区域。</p> <p>2 前項に係る特別措置において、次の各号の手順に従って行わなければならない。</p> <p>(1) 管理グループ長は、当該区域の区分け、立入制限等の措置を講ずるとともに、王禅寺センタ長に報告する。</p> <p>(2) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し、品質保証責任者より保安に係る指示を受け、その措置を講ずる。</p> <p>(3) 管理グループ長は、当該区域の区分け、立入制限等を解除するときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡する。</p> <p>(4) 王禅寺センタ長は、当該区域の区分け、立入制限等を解除するときは、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、品質保証責任者の同意を得る。</p> | <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第 19 条 管理グループ長は、管理区域のうち、次の区域について、壁、フェンス、標識等により他の場所と区分し、当該区域への放射線業務従事者の立入時間を制限するなどの指示を与えなくてはならない。</p> <p>(1) 表 4 に掲げる放射線業務従事者の線量限度を超え、又は超えるおそれのある区域。</p> <p><u>(2) 表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、告示に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域。</u></p> <p>2 前項に係る特別措置において、次の各号の手順に従って行わなければならない。</p> <p>(1) 管理グループ長は、当該区域の区分け、立入制限等の措置を講ずるとともに、王禅寺センタ長に報告する。</p> <p>(2) 王禅寺センタ長は、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に報告し、<u>廃止措置主任者</u>より保安に係る指示を受け、その措置を講ずる。</p> <p>(3) 管理グループ長は、当該区域の区分け、立入制限等を解除するときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡する。</p> <p>(4) 王禅寺センタ長は、当該区域の区分け、立入制限等を解除するときは、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に連絡し、<u>廃止措置主任者の同意了解</u>を得る。</p> | ⑧3 (1)(c) (1)(c) ⑩⑬3 (1)(c) |
| 第 3 節 被ばく管理 | 第 3 節 被ばく管理 | |
| <p>(線量限度)</p> <p>第 20 条 管理グループ長は、管理区域内に立入る者に対し、放射線測定器等により放射線業務従事者についてはその立入りの間、一時立入者については立入りのつど、線量の測定を行わなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、放射線業務従事者の線量が、表 4 に掲げる線量限度（管理値）を超えないよう、第 19 条第 1 項による人の立入制限等の被ばく管理上の措置を講じなくてはならない。</p> <p>3 管理グループ長は、前項の規定に加えて、放射線業務従事者の線量等が、表 5 に掲げる管理目標値を超えないよう努めなくてはならない。</p> <p>4 管理グループ長は、一時立入者の線量が 1 回の立入りについて 100 μ Sv を超えないよう管理しなくてはならない。ただし、法律等に基づく検査のために立ち入る者を除く。</p> | <p>(線量限度)</p> <p>第 20 条 管理グループ長は、管理区域内に立入る者に対し、放射線測定器等により放射線業務従事者についてはその立入りの間、一時立入者については立入りのつど、線量の測定を行わなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、放射線業務従事者の線量が、表 4 に掲げる線量限度（管理値）を超えないよう、第 19 条第 1 項による人の立入制限等の被ばく管理上の措置を講じなくてはならない。</p> <p>3 管理グループ長は、前項の規定に加えて、放射線業務従事者の線量等が、表 5 に掲げる管理目標値を超えないよう努めなくてはならない。</p> <p>4 管理グループ長は、一時立入者の線量が 1 回の立入りについて 100 μ Sv を超えないよう管理しなくてはならない。ただし、法律等に基づく検査のために立ち入る者を除く。</p> | ⑩1 |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|---|---|
| <p>(緊急作業に係る線量限度)</p> <p>第 2 1 条 管理グループ長は、前条の規定にかかわらず、HTR 施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第 4 章に記載した教育と訓練を受け、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た男子の放射線業務従事者をその線量が実効線量について 100mSv、眼の水晶体の等価線量について 300mSv 及び皮膚の等価線量について 1Sv を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 管理グループ長は、緊急作業に従事した者に、健康診断を受診させなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、緊急作業に従事した者に係る放射線管理記録について、規則第 6 条第 1 項第四号に基づき記録し、同条に定められた期間保存しなくてはならない。</p> | <p>(緊急作業に係る線量限度)</p> <p>第 2 1 条 管理グループ長は、前条の規定にかかわらず、HTR 施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第 4 章に記載した教育と訓練を受け、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た男子の放射線業務従事者をその線量が実効線量について 100mSv、眼の水晶体の等価線量について 300mSv 及び皮膚の等価線量について 1Sv を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。</p> <p><u>2 管理グループ長は、緊急作業に従事させる者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、HTR 施設等の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 管理グループ長は、緊急作業に従事した者に、健康診断を受診させなければならない。</p> <p>4 管理グループ長は、緊急作業に従事した者に係る放射線管理記録について、規則第 6 条第 1 項第四号に基づき記録し、同条に定められた期間保存しなくてはならない。</p> | <p>⑭6</p> <p>(1)(c)⑭7</p> <p>(5)⑭7</p> <p>(5)</p> |
| <p>(線量の通知等)</p> <p>第 2 2 条 管理グループ長は、放射線業務従事者の被ばく歴を加味した線量の測定結果を、4 月 1 日を始期とする各 3 月間（女子は毎月 1 日を始期とする 1 月間）及び 4 月 1 日を始期とする 1 年間について集計・記録及び評価し、4 月 1 日を始期とする 3 月間ごと、女子にあつては 1 月間ごと本人に通知しなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、一時立入者の線量の測定結果を評価し、退出のつど、本人に知らせなければならない。</p> | <p>(線量の通知等)</p> <p>第 2 2 条 管理グループ長は、放射線業務従事者の被ばく歴を加味した線量の測定結果を、4 月 1 日を始期とする各 3 月間（女子は毎月 1 日を始期とする 1 月間）及び 4 月 1 日を始期とする 1 年間について集計・記録及び評価し、4 月 1 日を始期とする 3 月間ごと、女子にあつては 1 月間ごと本人に通知しなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、一時立入者の線量の測定結果を評価し、退出のつど、本人に知らせなければならない。</p> | |
| <p>(線量に係る勧告)</p> <p>第 2 3 条 管理グループ長は、前条による測定結果により、放射線業務従事者の実効線量が、表 5 に示す管理目標値を超えるおそれのある場合については、要注意の勧告を行うとともに、その者が放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する時間を制限しなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、前項の管理目標値を超え、次の各号中 (1)、(2) 及び (3) に掲げる場合については、要制限の勧告を関係者に行うとともに、その者の被ばくの状況に応じて、放射線に被ばくするおそれのない業務に従事させなければならない。</p> <p>(1) 1 年間の線量が、線量限度に対し 2mSv まで近づいた場合。</p> <p>(2) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。）については、3 月間の線量が 5mSv を超えるおそれのある場合。</p> <p>(3) 妊娠中の女子の腹部表面については、本人の申出等により社長が妊娠事実を知ったときから出産までの間につき、線量が 2mSv を超えるおそれのある場合。</p> | <p>(線量に係る勧告)</p> <p>第 2 3 条 管理グループ長は、前条による測定結果により、放射線業務従事者の実効線量が、表 5 に示す管理目標値を超えるおそれのある場合については、要注意の勧告を行うとともに、その者が放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する時間を制限しなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、前項の管理目標値を超え、次の各号中 (1)、(2) 及び (3) に掲げる場合については、要制限の勧告を関係者に行うとともに、その者の被ばくの状況に応じて、放射線に被ばくするおそれのない業務に従事させなければならない。</p> <p>(1) 1 年間の線量が、線量限度に対し 2mSv まで近づいた場合。</p> <p>(2) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。）については、3 月間の線量が 5mSv を超えるおそれのある場合。</p> <p>(3) 妊娠中の女子の腹部表面については、本人の申出等により社長が妊娠事実を知ったときから出産までの間につき、線量が 2mSv を超えるおそれのある場合。</p> | |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|--|--|
| 第 4 節 作 業 管 理 | 第 4 節 作 業 管 理 | |
| <p>(放射線作業計画及び管理)</p> <p>第 2 4 条 管理グループ長は、放射性廃棄物の取扱等の放射線作業（以下「放射線作業」という。第 2 9 条の巡視及び第 3 0 条の点検を除く。）を行う場合、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業計画書を作成し、王禅寺センタ長及び品質保証責任者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 作業期間 (2) 作業者氏名 (3) 作業内容 (4) 作業場所 (5) 汚染拡大の防止、線量の低減化、放射性廃棄物の低減化等の放射線防護上の措置 (6) その他必要な事項</p> <p>2 品質保証責任者は、前項の同意を行う場合には、作業内容等を検討し、放射線防護上の指示を与えなくてはならない。</p> <p>3 管理グループ長は、第 1 項の放射線作業計画に係る放射線作業の実施に当っては、当該計画書に従って作業を行わなくてはならない。</p> <p>4 管理グループ長は、作業終了後、放射線作業実施報告を王禅寺センタ長及び品質保証責任者にしなければならない。</p> | <p>(放射線作業計画及び管理)</p> <p>第 2 4 条 管理グループ長は、放射性廃棄物の取扱等の放射線作業（以下「放射線作業」という。第 2 9 条の巡視及び第 3 0 条の点検を除く。）を行う場合、<u>当該作業における線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業計画書を作成し、王禅寺センタ長及び廃止措置主任者の同意審査、承認を得なければならぬ。</u></p> <p>(1) 作業期間 (2) 作業者氏名 (3) 作業内容 (4) 作業場所 (5) 汚染拡大の防止、線量の低減化、放射性廃棄物の低減化等の放射線防護上の措置 (6) その他必要な事項</p> <p>2 <u>廃止措置主任者</u>は、前項の同意審査を行う場合には、作業内容等を検討し、放射線防護上の指示を与えなくてはならない。</p> <p>3 管理グループ長は、第 1 項の放射線作業計画に係る放射線作業の実施に当っては、当該計画書に従って作業を行わなくてはならない。</p> <p>4 管理グループ長は、作業終了後、放射線作業実施報告を王禅寺センタ長及び廃止措置主任者にしなければならない。</p> | <p>⑩2 (1)(c) (1)(c) (1)(c) (1)(c) ⑩⑬⑭⑮</p> |
| 第 5 節 線 量 当 量 率 等 の 測 定 | 第 5 節 線 量 当 量 率 等 の 測 定 | |
| <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第 2 5 条 管理グループ長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界における外部放射線に係る線量当量率について、表 6 に定める測定をしなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、周辺監視区域境界における線量当量について、表 6 に定める測定をしなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、管理区域内の放射性物質に係る表面密度について、汚染のおそれのない管理区域にあつては汚染のない状態が維持されていることを確認するため、表 6 に定める測定をしなければならない。</p> <p>4 管理グループ長は、放射性物質の飛散のおそれのある作業を行う場合には、周辺監視区域外の空気中の濃度限度が告示に定める値を超えないことを確認するため、周辺監視区域境界における空気中の放射性物質濃度の測定をしなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、第 1 項から第 4 項までの測定結果を王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> | <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第 2 5 条 管理グループ長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界における外部放射線に係る線量当量率について、表 6 に定める測定をしなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、周辺監視区域境界における線量当量について、表 6 に定める測定をしなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、管理区域内の放射性物質に係る表面密度について、汚染のおそれのない管理区域にあつては汚染のない状態が維持されていることを確認するため、表 6 に定める測定をしなければならない。</p> <p>4 管理グループ長は、放射性物質の飛散のおそれのある作業を行う場合には、周辺監視区域外の空気中の濃度限度が告示に定める値を超えないことを確認するため、周辺監視区域境界における空気中の放射性物質濃度の測定をしなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、第 1 項から第 4 項までの測定結果を王禅寺センタ長、<u>廃止措置主任者</u>に報告しなければならない。</p> | <p>⑩4, ⑪1, ⑬6 (1)(c) ⑩⑬⑭⑮</p> |
| <p>(線量当量率等測定により異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 2 6 条 管理グループ長は、前条第 1 項から第 3 項に係る測定値を、表 6 の右欄に掲げる管理目標値を超えないよう管理しなければならない。</p> | <p>(線量当量率等測定により異常を認めた場合の措置)</p> <p>第 2 6 条 管理グループ長は、前条第 1 項から第 3 項に係る測定値を、表 6 の右欄に掲げる管理目標値を超えないよう管理しなければならない。</p> | <p>⑩3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|---|
| <p>2 管理グループ長は、前条第 4 項に係る測定値を、告示に定める濃度限度以内に管理しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、第 1 項の管理目標値又は第 2 項の濃度限度を超える異常が認められた場合には、立入制限又は作業中止の指示をして速やかにその原因を調査し、異常解除のための処置を講じ、その旨を王禅寺センタ長に報告しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第 1 項から第 3 項の異常について、<u>品質保証責任者</u>、本部長及び事業所の長に報告し、<u>品質保証責任者</u>の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、原因を究明し異常解除をするときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>6 王禅寺センタ長は、異常解除に当たって、<u>品質保証責任者</u>、本部長及び事業所の長に連絡し、<u>品質保証責任者</u>の同意を得なければならない。</p> | <p>2 管理グループ長は、前条第 4 項に係る測定値を、告示に定める濃度限度以内に管理しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、第 1 項の管理目標値又は第 2 項の濃度限度を超える異常が認められた場合には、立入制限又は作業中止の指示をして速やかにその原因を調査し、異常解除のための処置を講じ、その旨を王禅寺センタ長に報告しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第 1 項から第 3 項の異常について、<u>廃止措置主任者</u>、本部長及び事業所の長に報告し、<u>廃止措置主任者</u>の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>5 管理グループ長は、原因を究明し異常解除をするときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>6 王禅寺センタ長は、異常解除に当たって、<u>廃止措置主任者</u>、本部長及び事業所の長に連絡し、<u>廃止措置主任者</u>の<u>同意了解</u>を得なければならない。</p> | <p>⑩3</p> <p>(1)(c) ⑩⑬3</p> <p>(1)(c)</p> |
| <p>第 6 章 放射性廃棄物等の管理</p> | <p>第 6 章 放射性廃棄物等の管理</p> | <p>⑪</p> |
| <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 27 条 管理グループ長は、放射性固体廃棄物を保管するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物は容器に封入するなど汚染拡大防止の措置を講じた状態にて、管理区域内において貯蔵能力を超えない範囲で保管すること。</p> <p>(2) 地震等により、放射性固体廃棄物を充填したドラム缶等が移動しないよう、ベルト等で固定する措置を講ずること。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を充填したドラム缶等には、放射性廃棄物を示す標識を付け、法令で定める規定に基づき記録された内容と照合できるような記号等を表示すること。</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物保管容器の表面の線量当量率の管理目標値は、0.5mSv 毎時以下とする。管理目標値を超える又は超えるおそれのあるものについては、適切な遮へい又は隔離保管により、立入り者への被ばく影響を出来る限り抑える処置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 放射性固体廃棄物を収納しているドラム缶について、腐食の状況を 1 回 / 2 年の頻度で点検すること。</p> | <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 27 条 管理グループ長は、放射性固体廃棄物を保管するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物は容器に封入するなど汚染拡大防止の措置を講じた状態にて、管理区域内において貯蔵能力を超えない範囲で保管すること。</p> <p>(2) 地震等により、放射性固体廃棄物を充填したドラム缶等が移動しないよう、ベルト等で固定する措置を講ずること。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を充填したドラム缶等には、放射性廃棄物を示す標識を付け、法令で定める規定に基づき記録された内容と照合できるような記号等を表示すること。</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物保管容器の表面の線量当量率の管理目標値は、0.5mSv 毎時以下とする。管理目標値を超える又は超えるおそれのあるものについては、適切な遮へい又は隔離保管により、立入り者への被ばく影響を出来る限り抑える処置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 放射性固体廃棄物を収納しているドラム缶について、腐食の状況を 1 回 / 2 年の頻度で点検すること。</p> | <p>⑬1</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|---|---|------------------------------------|
| <p>施行の時期は、付則ハ）に従う。</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物は容器に封入するなど汚染拡大防止の措置を講じた状態にて、管理区域内において保管容量を超えない範囲で保管すること。</p> <p>(2) 容器内面に内容物が直接接触しないようにするため、第 1 段階で発生した容器を二重化する際には、内側の容器にビニール養生を行うこと。また、第 2 段階以降に発生する廃棄物はビニール袋に封入したうえで容器に封入すること。</p> <p>(3) 第 4 倉庫に保管している容器については、猛烈な台風により建屋が損傷した場合に備え、容器の飛散を防止するため、風による浮き上がりや横風による容器の転倒がないように容器を固縛すること。</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物を充填した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、法令で定める規定に基づき記録された内容と照合できるような記号等を表示すること。</p> <p>(5) 第 4 倉庫については、個々の放射性固体廃棄物を収納した容器の外表面の線量当量率の測定記録結果が $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以下のものを保管する。</p> <p>(6) 第 5 倉庫については、上記の線量当量率の測定記録結果が 0.1mSv/h 以下のものを保管する。ここで、測定記録結果が 0.1mSv/h を超える容器については、0.1mSv/h 以下となるよう適切な遮蔽を実施し、0.1mSv/h 以下であることを確認する。</p> <p>2 管理グループ長は、放射性固体廃棄物の処理、保管作業中に当該作業に従事する者以外の者が立ち入る場合は、その者に対して防護上の指示をしなければならない。</p> | <p>施行の時期は、付則ハ）に従う。</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物は容器に封入するなど汚染拡大防止の措置を講じた状態にて、管理区域内において保管容量を超えない範囲で保管すること。</p> <p>(2) 容器内面に内容物が直接接触しないようにするため、第 1 段階で発生した容器を二重化する際には、内側の容器にビニール養生を行うこと。また、第 2 段階以降に発生する廃棄物はビニール袋に封入したうえで容器に封入すること。</p> <p>(3) 第 4 倉庫に保管している容器については、猛烈な台風により建屋が損傷した場合に備え、容器の飛散を防止するため、風による浮き上がりや横風による容器の転倒がないように容器を固縛すること。</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物を充填した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、法令で定める規定に基づき記録された内容と照合できるような記号等を表示すること。</p> <p>(5) 第 4 倉庫については、個々の放射性固体廃棄物を収納した容器の外表面の線量当量率の測定記録結果が $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以下のものを保管する。</p> <p>(6) 第 5 倉庫については、上記の線量当量率の測定記録結果が 0.1mSv/h 以下のものを保管する。ここで、測定記録結果が 0.1mSv/h を超える容器については、0.1mSv/h 以下となるよう適切な遮蔽を実施し、0.1mSv/h 以下であることを確認する。</p> <p>2 管理グループ長は、放射性固体廃棄物の処理、保管作業中に当該作業に従事する者以外の者が立ち入る場合は、その者に対して防護上の指示をしなければならない。</p> | |
| <p>(放射性固体廃棄物の搬出等)</p> <p>第 28 条 管理区域から放射性固体廃棄物を封入した容器等を事業所の外に搬出する場合は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に従わなければならない。</p> <p>2 管理区域から放射性固体廃棄物を封入した容器等を事業所内において運搬する場合は、規則第 12 条（工場又は事業所内の運搬）に従わなければならない。ただし第 14 条第 2 項に基づき予め運搬経路を一時管理区域に設定する場合もある。</p> <p>3 前 2 項の運搬にあたっては、第 24 条に則り放射線作業計画に安全のための措置を定め、これを実施しなくてはならない。</p> | <p>(放射性固体廃棄物の搬出等)</p> <p>第 28 条 管理区域から放射性固体廃棄物を封入した容器等を事業所の外に搬出する場合は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に従わなければならない。</p> <p>2 管理区域から放射性固体廃棄物を封入した容器等を事業所内において運搬する場合は、規則第 12 条（工場又は事業所内の運搬）に従わなければならない。ただし第 14 条第 2 項に基づき予め運搬経路を一時管理区域に設定する場合もある。</p> <p>3 前 2 項の運搬にあたっては、第 24 条に則り放射線作業計画に安全のための措置を定め、これを実施しなくてはならない。</p> | <p>⑬3</p> <p>⑬1</p> |
| <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第 28 条の 2 管理グループ長は、管理区域内に設置された資材等について、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断をする場合は、次項に定める放射性廃棄物でない廃棄物取扱要領に基づき実施しなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、放射性廃棄物でない廃棄物取扱要領の制定及び改廃について、品質保証責任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> | <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第 28 条の 2 管理グループ長は、管理区域内に設置された資材等について、「核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断をする場合は、次項に定める放射性廃棄物でない廃棄物取扱要領に基づき実施しなければならない。</p> <p>2 管理グループ長は、放射性廃棄物でない廃棄物取扱要領の制定及び改廃について、<u>廃止措置主任者</u>の審査及び王禅寺センタ長の承認を得なければならない。</p> | <p>⑩8</p> <p>(5)</p> <p>(1)(c)</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|--|-------------------------|
| <p>(クリアランス対象物の管理)</p> <p>第 28 条の 3 管理グループ長は、放射性廃棄物のうちクリアランス対象としようとする廃棄物（以下「クリアランス対象物」という。）の保管にあつては、放射性廃棄物とはエリアを区画するなどにより、他の放射性固体廃棄物との混在防止措置を講じなければならない。</p> | <p>(クリアランス対象物の管理)</p> <p>第 28 条の 3 管理グループ長は、放射性廃棄物のうちクリアランス対象としようとする廃棄物（以下「クリアランス対象物」という。）の保管にあつては、放射性廃棄物とはエリアを区画するなどにより、<u>クリアランス対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度について、法律第 61 条の 2 の確認を受けるまでの間、他の放射性固体廃棄物との混在防止措置を講じなければならない。</u></p> | <p>⑩7</p> <p>(1)(c)</p> |
| 第 7 章 保安管理 | 第 7 章 施設管理 | (1)(b)(c) ③1 |
| | <p>(施設管理方針の策定)</p> <p>第 28 条の 4 管理グループ長は、性能維持施設に係る施設管理方針を策定し、<u>廃止措置主任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</u></p> | (1)(b)(c) ⑩1 |
| | <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第 28 条の 5 管理グループ長は、HTR 施設等の設備、機器について、<u>前条に定める施設管理方針に従つて達成すべき施設管理日標を策定し、廃止措置主任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</u></p> | (1)(b)(c) ⑩1 |
| | <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第 28 条の 6 管理グループ長は、HTR 施設等の設備、機器について、<u>次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>(2) <u>設計及び工事に関すること。</u></p> <p>(3) <u>巡視（施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>点検等の方法、実施頻度に関すること。</u></p> <p>(5) <u>工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) <u>試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>前項の施設管理実施計画は、廃止措置主任者の審査及び王禅寺センタ長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする</u></p> | (1)(b)(c) ⑩1 |
| | <p>(施設管理実施計画の実施)</p> <p>第 28 条の 7 管理グループ長は HTR 施設等の設備、機器について、<u>施設管理実施計画に定めるところにより、施設管理を実施しなければならない。</u></p> <p>2 <u>管理グループ長は、前項の実施に際し、年 1 回及び必要に応じて有効性評価を行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> | (1)(b)(c) ⑩1 |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|--|---|
| <p>(巡視)</p> <p>第 29 条 管理グループ長は、放射性廃棄物が正常に保管されていることを確認するため、表 7 に定める巡視をしなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、巡視結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</p> | <p>(巡視)</p> <p>第 29 条 管理グループ長は、放射性廃棄物が正常に保管されていることを確認するため、表 7 に定める巡視をしなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、巡視結果を王禅寺センタ長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告しなければならない。</p> | (1)(c) ⑯⑰⑱ |
| <p>(点検)</p> <p>第 30 条 管理グループ長は、表 8 に掲げる<u>保安のために直接関連を有する放射線測定器</u>について、正常に動作することを確認するため、点検しなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、点検結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</p> | <p>(点検及び校正)</p> <p>第 30 条 管理グループ長は、表 8 に掲げる放射線管理施設に係る放射線測定器について、正常に動作することを確認するため、<u>週 1 回の点検及び年 1 回の校正を実施</u>しなくてはならない。</p> <p>2 管理グループ長は、点検・校正結果を王禅寺センタ長及び<u>廃止措置主任者</u>に報告しなければならない。</p> | (5) (1)(b) (1)(b) (1)(b)(c) ⑯⑰⑱ |
| <p>施行の時期は、付則ハ) に従う。</p> <p>(原子炉室の浸水時の措置)</p> <p>第 31 条 管理グループ長は、原子炉室に浸水があった場合には、水をふき取り処置しなければならない。</p> | <p>施行の時期は、付則ハ) に従う。</p> <p>(原子炉室の浸水時の措置)</p> <p>第 31 条 管理グループ長は、原子炉室に浸水があった場合には、水をふき取り処置しなければならない。</p> | |
| <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第 32 条 管理グループ長は、<u>以下の項目について、年 1 回施設定期自主検査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 表 8 に掲げる保安のために直接関連を有する放射線測定器について、校正を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 表 9 に掲げる廃止措置期間中に維持すべき設備についての検査を行うこと。</u></p> <p>2 管理グループ長は、<u>前項の校正及び検査結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告しなければならない。</u></p> | <p>(定期事業者検査)</p> <p>第 32 条 管理グループ長は、表 8 に掲げる性能維持施設について定期事業者検査を年 1 回実施しなければならない。<u>ただし、廃止措置計画によつて、性能維持施設の維持管理の必要が無くなった場合は、この限りでない。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>2 管理グループ長は、定期事業者検査において、表 8 に掲げる性能維持施設について<u>校正・点検結果の確認又は検査を行わなければならない。</u></p> <p>3 管理グループ長は、前項の確認結果及び検査結果を王禅寺センタ長及び廃止措置主任者に報告しなければならない。</p> <p>4 定期事業者検査を開始しようとするときは、規則第 3 条の 12 に定める期間内に、<u>また終了したときにあつては遅滞なく、同規則同条に基づく報告書を提出しなければならない。</u></p> | (1)(b)(c)⑪⑫, ⑱⑳ (1)(b)(c) (1)(b) (1)(b) (1)(b) (1)(b)(c) ⑯⑰⑱ (1)(b) |
| <p>(HTR 施設等の異常発見時の措置)</p> <p>第 33 条 管理グループ長は、第 29 条の巡視、第 30 条の点検及び第 32 条の施設定期自主検査において異常を発見した場合（放射線測定器に係る異常を発見した場合を除く）には、直ちに王禅寺センタ長に報告するとともに、必要に応じて応急の措置を講じなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の異常のうち、放射性廃棄物の安全保管に係る異常について、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し、品質保証責任者の保安</p> | <p>(HTR 施設等の異常発見時の措置)</p> <p>第 33 条 管理グループ長は、第 29 条の巡視、第 30 条の点検及び第 32 条の定期事業者検査において異常を発見した場合（放射線測定器に係る異常を発見した場合を除く）には、直ちに王禅寺センタ長に報告するとともに、必要に応じて応急の措置を講じなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の異常のうち、放射性廃棄物の安全保管に係る異常について、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に報告し、<u>廃止措置</u></p> | (1)(b)(c) (1)(c) ⑯⑰⑱ |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|--|
| <p>のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、原因を究明し正常に復帰したときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第 3 項のうち第 2 項に係る異常についての正常復帰については、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、品質保証責任者の同意を得なければならない。</p> | <p>主任者の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、原因を究明し正常に復帰したときは、王禅寺センタ長にその旨を連絡しなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、第 3 項のうち第 2 項に係る異常についての正常復帰については、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に連絡し、<u>廃止措置主任者の同意了解</u>を得なければならない。</p> | (1)(c) |
| <p>(放射線測定器の異常発見時の措置)</p> <p>第 3 4 条 管理グループ長は、第 3 0 条第 1 項の点検又は第 3 2 条第 1 項 (1) の施設定期自主検査の結果、放射線測定器の故障を認めるときは、速やかに修理或いは必要に応じ代用品を用意する等の措置を講じ、故障の状況を王禅寺センタ長に報告しなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の故障について、品質保証責任者に報告し、品質保証責任者の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、第 1 項及び第 2 項に係り、故障が復旧したときは、王禅寺センタ長及び、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> | <p>(放射線測定器の異常発見時の措置)</p> <p>第 3 4 条 管理グループ長は、第 3 0 条第 1 項の点検の結果、放射線測定器の故障を認めるときは、速やかに修理或いは必要に応じ代用品を用意する等の措置を講じ、故障の状況を王禅寺センタ長に報告しなければならない。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、前項の故障について、<u>廃止措置主任者</u>に報告し、<u>廃止措置主任者の保安のための指示</u>に係る処置を講じなければならない。</p> <p>3 管理グループ長は、第 1 項及び第 2 項に係り、故障が復旧したときは、王禅寺センタ長及び、<u>廃止措置主任者</u>に報告しなければならない。</p> | <p>⑪1</p> <p>(1)(b)(c)(5)</p> <p>(1)(c) ⑩⑬3</p> <p>⑩⑬3</p> <p>(1)(c)</p> |
| <p>(修理・改造等)</p> <p>第 3 5 条 管理グループ長は、HTR 施設等の修理、改造等を行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した修理・改造等計画書を作成し、品質保証責任者の同意及び王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>(1) 修理、改造等を行なおうとする施設名、設備、機器名称</p> <p>(2) 修理、改造等予定年月</p> <p>(3) 修理、改造等予定の内容</p> <p>2 管理グループ長は、第 1 項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、第 1 項の修理、改造等が、原子炉等規制法による許可、設工認及び廃止措置計画の変更が必要な時、又は放射性廃棄物の安全保管に関わる場合は、修理・改造等計画書について HTR 安全委員会に諮り、本部の長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>4 管理グループ長は、前項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長に報告しなければならない。</p> | <p>(修理・改造等)</p> <p>第 3 5 条 管理グループ長は、HTR 施設等の修理、改造等を行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した修理・改造等計画書を作成し、<u>廃止措置主任者の同意審査</u>及び王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>(1) 修理、改造等を行なおうとする施設名、設備、機器名称</p> <p>(2) 修理、改造等予定年月</p> <p>(3) 修理、改造等予定の内容</p> <p>2 管理グループ長は、第 1 項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、<u>廃止措置主任者</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、第 1 項の修理、改造等が、原子炉等規制法による許可、設工認及び廃止措置計画の変更が必要な時、又は放射性廃棄物の安全保管に関わる場合は、修理・改造等計画書について HTR 安全委員会に諮り、本部の長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>4 管理グループ長は、前項の修理、改造等が終了したときは、王禅寺センタ長、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長に報告しなければならない。</p> | <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c) ⑩⑬3</p> <p>(1)(c) ⑩⑬3</p> |
| <p>(工事等)</p> <p>第 3 5 条の 2 工事グループ長は、廃止措置計画に基づく工事を行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した廃止措置に係る工事計画書を作成し、管理グループ長及び品質保証責任者の審査、並びに王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>(1) 工事を行なおうとする施設名、設備、機器名称</p> <p>(2) 工事予定年月</p> | <p>(工事等)</p> <p>第 3 5 条の 2 工事グループ長は、廃止措置計画に基づく工事を行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した廃止措置に係る工事計画書を作成し、管理グループ長及び<u>廃止措置主任者</u>の審査、並びに王禅寺センタ長の承認を得て実施しなければならない。</p> <p>(1) 工事を行なおうとする施設名、設備、機器名称</p> <p>(2) 工事予定年月</p> | <p>⑫</p> <p>(1)(c)</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|---|---|--|
| <p>(3) 工事予定の内容 (4) 汚染拡大の防止、線量の低減化、放射性廃棄物の低減化等の放射線防護上の措置 (5) 次条に基づく専ら廃止措置期間中に供する施設の自主検査を行う場合にはその内容</p> <p>2 工事グループ長は、第 1 項の工事が終了したときは、管理グループ長、王禅寺センタ長、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長、品質保証責任者、王禅寺センタ長は、第 1 項の廃止措置に係る工事計画書が廃止措置計画と異なるものと認められるときは、同項の審査又は承認をしてはならない。</p> | <p>(3) 工事予定の内容 (4) 汚染拡大の防止、線量の低減化、放射性廃棄物の低減化等の放射線防護上の措置 (5) 次条に基づく専ら廃止措置期間中に供する施設の自主検査を行う場合にはその内容</p> <p>2 工事グループ長は、第 1 項の工事が終了したときは、管理グループ長、王禅寺センタ長、<u>廃止措置主任者</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 管理グループ長、<u>廃止措置主任者</u>、王禅寺センタ長は、第 1 項の廃止措置に係る工事計画書が廃止措置計画と異なるものと認められるときは、同項の審査又は承認をしてはならない。</p> | <p>⑯⑰3 (1)(c) (1)(c)</p> |
| <p>(専ら廃止措置期間中に供する施設の自主検査) 第 3 5 条の 3 王禅寺センタ長は、専ら廃止措置期間中に供する施設を新規に設置する場合には、供用前に廃止措置計画に定める内容と合致していることを確認するため、自主検査を実施しなければならない。</p> | <p>(専ら廃止措置期間中に供する施設の自主検査) 第 3 5 条の 3 王禅寺センタ長は、専ら廃止措置期間中に供する施設を新規に設置する場合には、供用前に廃止措置計画に定める内容と合致していることを確認するため、自主検査を実施しなければならない。</p> | <p>⑳</p> |
| | <p>(維持管理目的の機器の交換について) <u>第 3 5 条の 4 管理グループ長は、第 3 3 条の H T R 施設等の異常発見時の措置を講じる場合、第 3 5 条の修理・改造等を行う場合、第 3 5 条の 2 の工事等を行う場合において、供用期間中に施設の設工認又は廃止措置計画の認可を受けた機器等であつて、廃止措置期間中のうちその機能を維持すべき期間に生じた当該機器の交換にあつては、既設機器の同等品もしくは同等品以上の性能を有するものへ交換しなければならない。</u></p> | <p><u>令和元年度第 50 回</u> <u>原子力規制委員会</u> <u>(資料 7) の審議結果を反映</u> <u>(2)</u></p> |
| <p>第 8 章 非常時の処置</p> | <p>第 8 章 非常時の処置</p> | <p>⑭1, ⑭3</p> |
| <p>(責任体制) 第 3 6 条 非常時においては、王禅寺センタ長が責任者となり指揮に当たる。王禅寺センタ長が不在の時は、管理グループ長がその任に当たる。</p> | <p>(非常時の組織) 第 3 6 条 非常時においては、王禅寺センタ長が責任者となり非常時の組織を編成し、以下の活動の指揮にあたる。王禅寺センタ長が不在の時は、管理グループ長がその任を代行する。</p> <p>(1) <u>通報及び連絡</u> (2) <u>被害の拡大防止</u> (3) <u>放射線測定</u> (4) <u>避難誘導、救援・救助、医療活動、消火活動等の応急対策</u> (5) <u>復旧対策</u> (6) <u>事態収束後の非常時の組織の解除</u></p> <p>2 王禅寺センタ長は、規則第 1 6 条の 1 4 各号に掲げる事故故障等の事象が発生した場合は、本部の長及び事業所の長を通じ、社長へ報告しなければならない。</p> | <p>(5)⑭5, ⑭8 (1)(c) (5) (1)(c) (1)(a)(c) ⑯⑰4</p> |
| <p>(放射線事故時の処置) 第 3 7 条 放射線事故は、H T R 施設等内又はその周辺の放射線レベルに重大な影響を及ぼした時又は及ぼすおそれのある異常な事態をいう。</p> | <p>(放射線事故時の処置) 第 3 7 条 放射線事故は、H T R 施設等内又はその周辺の放射線レベルに重大な影響を及ぼした時又は及ぼすおそれのある異常な事態をいう。</p> | |

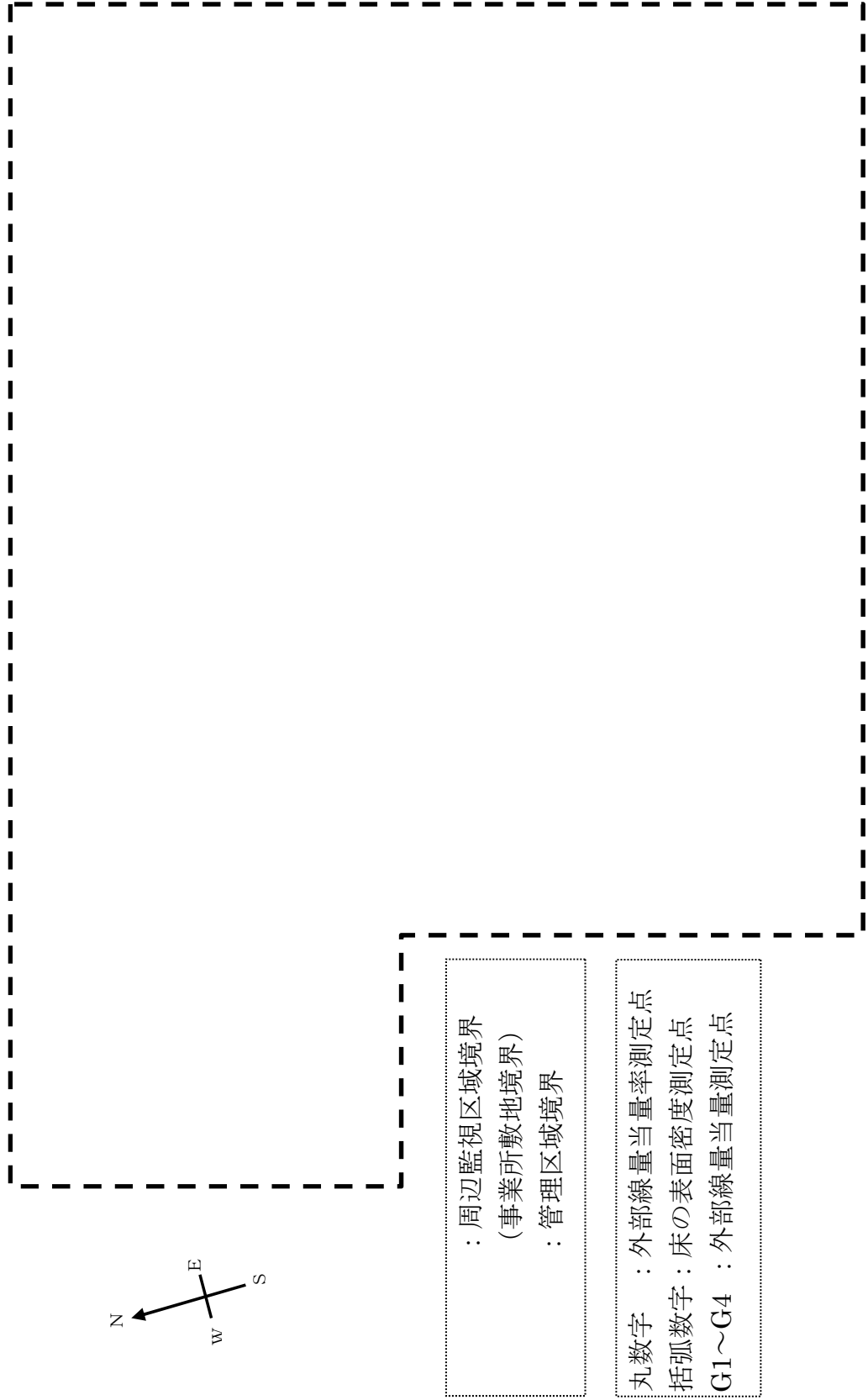
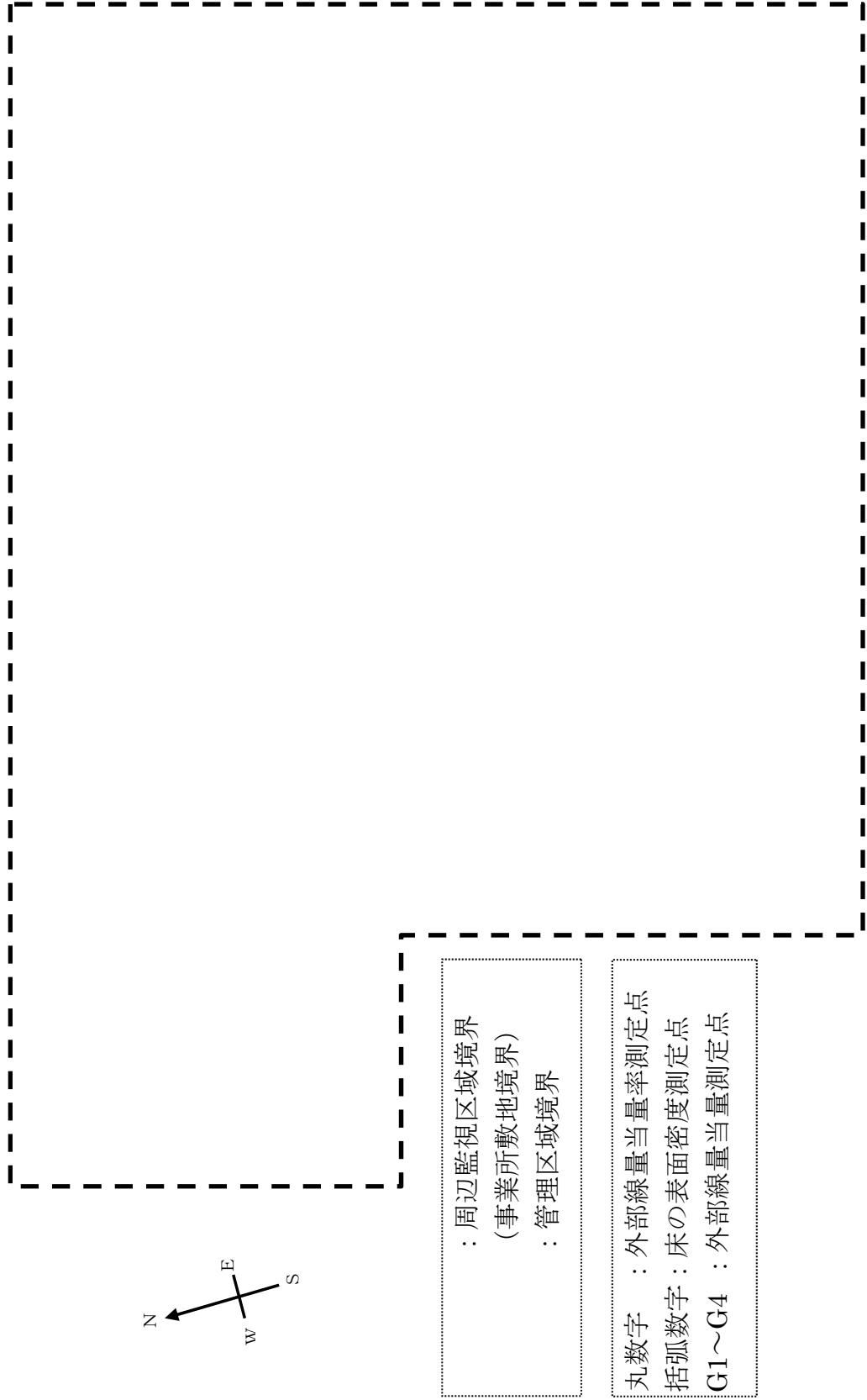
| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|----------------------------------|
| <p>2 放射線事故時は、以下の初期活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 異常を発見した者は、直ちに付近にいる者に避難するよう警告を発し、かつ、管理グループ長にその旨を連絡しなければならない。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長に連絡しなければならない。</p> <p>(2) 管理グループ長は、直ちに王禅寺センタ長に連絡するとともに、警備員に部外者に対する警備を指示する。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が警備員への指示を行う。</p> <p>(3) 管理グループ長は、直ちに原子力規制委員会及びその他外部関係機関（以下、原子力規制委員会等という）へ通報する。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が通報をする。</p> <p>(4) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、<u>品質保証責任者</u>の保安のための指示に従う。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、以下の措置の防護活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合は、救助、避難又は医療機関への搬送等の措置をする。</p> <p>(2) 事故の種類、規模、拡大性等を判断し、管理区域を立入禁止区域の措置をとる。</p> <p>(3) 放射能、線量当量率を測定し、緊急作業時間を決定する。</p> <p>(4) 事故の原因を取り除き、放射性物質による汚染の拡がりを防止する措置をとる。</p> <p>(5) 事故原因除去後、放射能、線量当量率を測定し、安全であることを確認する。</p> <p>(6) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し、指示に従い解除の措置をとる。</p> <p>4 管理グループ長は、王禅寺センタ長の指示を受け、前号（1）から（5）までの措置の防護活動を行わなければならない。</p> | <p>2 放射線事故時は、以下の初期活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 異常を発見した者は、直ちに付近にいる者に避難するよう警告を発し、かつ、管理グループ長にその旨を連絡しなければならない。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長に連絡しなければならない。</p> <p>(2) 管理グループ長は、直ちに王禅寺センタ長に連絡するとともに、警備員に部外者に対する警備を指示する。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が警備員への指示を行う。</p> <p>(3) 管理グループ長は、直ちに原子力規制委員会及びその他外部関係機関（以下、原子力規制委員会等という）へ通報する。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が通報をする。</p> <p>(4) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に連絡し、<u>廃止措置主任者</u>の保安のための指示に従う。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、以下の措置の防護活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合は、救助、避難又は医療機関への搬送等の措置をする。</p> <p>(2) 事故の種類、規模、拡大性等を判断し、管理区域を立入禁止区域の措置をとる。</p> <p>(3) 放射能、線量当量率を測定し、緊急作業時間を決定する。</p> <p>(4) 事故の原因を取り除き、放射性物質による汚染の拡がりを防止する措置をとる。</p> <p>(5) 事故原因除去後、放射能、線量当量率を測定し、安全であることを確認する。</p> <p>(6) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に報告し、指示に従い解除の措置をとる。</p> <p>4 管理グループ長は、王禅寺センタ長の指示を受け、前号（1）から（5）までの措置の防護活動を行わなければならない。</p> | <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c) ⑩⑬⑰⑳</p> |
| <p>(火災時の処置)</p> <p>第 3 8 条 H T R 施設等内又はその周辺の火災時は、以下の初期活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 火災を発見した者は、直ちに付近の作業者に知らせるとともに、管理グループ長あるいは警備室に通報しなければならない。</p> <p>(2) 警備室に通報があった場合は、警備員は、直ちに管理グループ長に連絡しなければならない。管理グループ長不在の場合は王禅寺センタ長に連絡する。</p> <p>(3) 管理グループ長は、火災発見者あるいは警備室からの通報があった場合、直ちに王禅寺センタ長へ連絡する。</p> <p>(4) 火災発見者及び警備員は、応急消火と延焼の拡大防止に務めなければならない。</p> <p>(5) 管理グループ長は、直ちに原子力規制委員会等に通報しなければならない。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が通報する。ただし、延焼のおそれのない程度の軽微の場合は、この限りではない。</p> <p>(6) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に連絡し、<u>品質保証責任者</u>の保安のための指示に従う。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、以下の措置の防護活動を行わなければならない。</p> | <p>(火災時の処置)</p> <p>第 3 8 条 H T R 施設等内又はその周辺の火災時は、以下の初期活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 火災を発見した者は、直ちに付近の作業者に知らせるとともに、管理グループ長あるいは警備室に通報しなければならない。</p> <p>(2) 警備室に通報があった場合は、警備員は、直ちに管理グループ長に連絡しなければならない。管理グループ長不在の場合は王禅寺センタ長に連絡する。</p> <p>(3) 管理グループ長は、火災発見者あるいは警備室からの通報があった場合、直ちに王禅寺センタ長へ連絡する。</p> <p>(4) 火災発見者及び警備員は、応急消火と延焼の拡大防止に務めなければならない。</p> <p>(5) 管理グループ長は、直ちに原子力規制委員会等に通報しなければならない。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が通報する。ただし、延焼のおそれのない程度の軽微の場合は、この限りではない。</p> <p>(6) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に連絡し、<u>廃止措置主任者</u>の保安のための指示に従う。</p> <p>2 王禅寺センタ長は、以下の措置の防護活動を行わなければならない。</p> | <p>(1)(c)</p> |

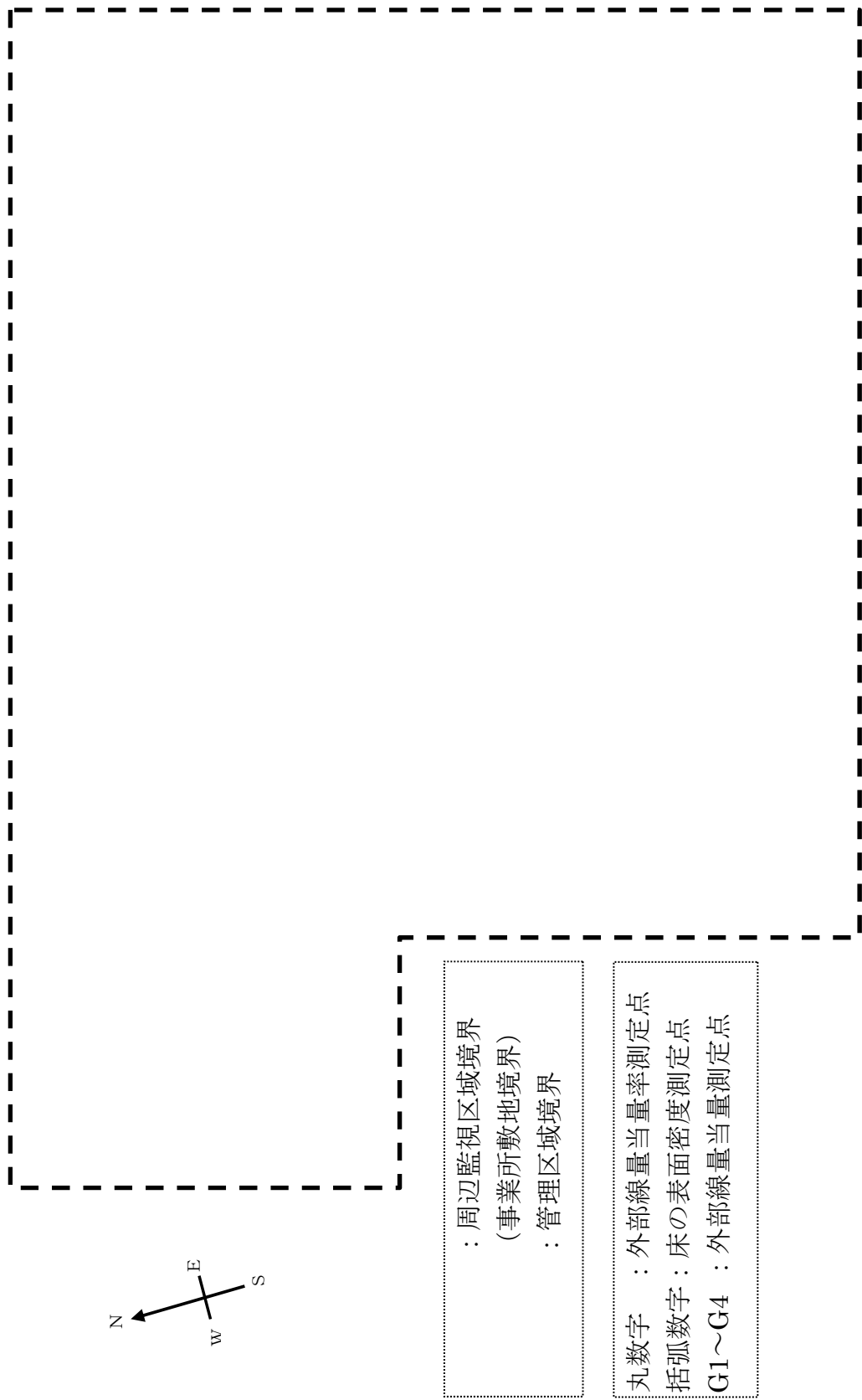
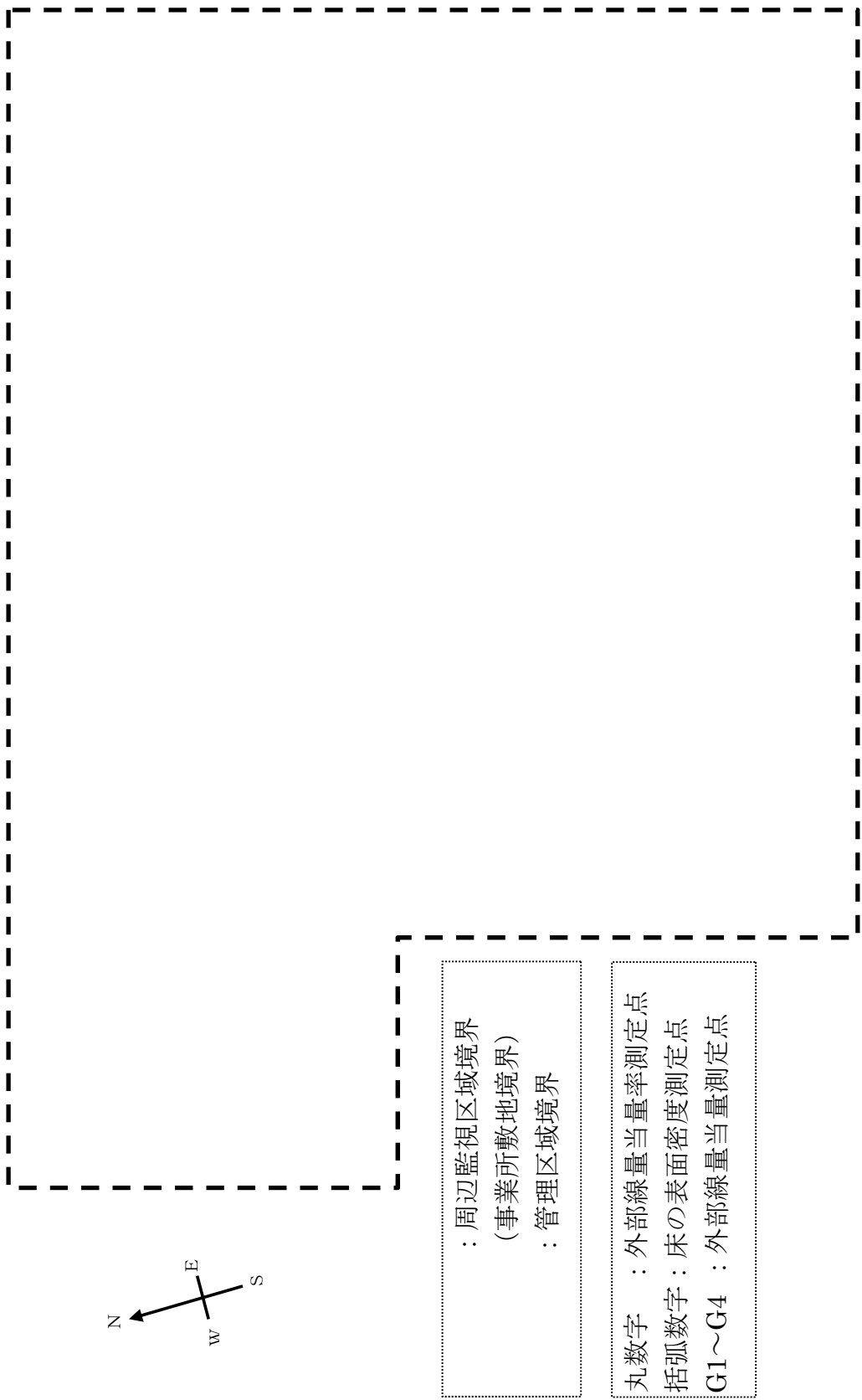
| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|--|---|--|
| <p>(1) 火災による負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合は、救助、避難又は医療機関への搬送等の応急措置をしなければならない。</p> <p>(2) 火災消火又は延焼の防止に務める。</p> <p>(3) 放射線障害を防止するため、H T R 施設等に見張人を置き、関係者以外の者を立ち入らせない。</p> <p>(4) 火災箇所近辺の放射能、線量当量率を測定する。</p> <p>3 管理グループ長は、王禅寺センタ長の指示を受け、前号 (1) から (4) までの措置の防護活動を行わなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、火災により第 3 7 条に定める放射線事故に発展したときは、同条第 3 項、第 4 項の防護活動を行わなければならない。</p> | <p>(1) 火災による負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合は、救助、避難又は医療機関への搬送等の応急措置をしなければならない。</p> <p>(2) 火災消火又は延焼の防止に務める。</p> <p>(3) 放射線障害を防止するため、H T R 施設等に見張人を置き、関係者以外の者を立ち入らせない。</p> <p>(4) 火災箇所近辺の放射能、線量当量率を測定する。</p> <p>3 管理グループ長は、王禅寺センタ長の指示を受け、前号 (1) から (4) までの措置の防護活動を行わなければならない。</p> <p>4 王禅寺センタ長は、火災により第 3 7 条に定める放射線事故に発展したときは、同条第 3 項、第 4 項の防護活動を行わなければならない。</p> | |
| <p>(地震時等の処置)</p> <p>第 3 9 条 管理グループ長は、川崎市北部に地震が発生した場合、直ちに震度を確認する。震度 4 以上の場合には、直ちに王禅寺センタ長に連絡しなければならない。</p> <p>2 川崎市北部に震度 4 以上の地震が発生した場合、王禅寺センタ長及び管理グループ長は、以下の処置を行わなければならない。</p> <p>(1) 王禅寺センタ長は、第 4 0 条に従い王禅寺センタにいる者を避難させる。</p> <p>(2) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者及び本部の長に連絡し、<u>品質保証責任者の</u>保安のための指示に従う。</p> <p>(3) 管理グループ長は、地震が収まった後に直ちに原子力規制委員会等に通報する。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が行う。地震発生後の原子力規制委員会等への通報は、3 0 分以内を目途に行なう。</p> <p>(4) 王禅寺センタ長は、地震が収まった後に管理グループ長に指示し、原子炉建屋内外並びに廃棄物ドラム缶転倒の有無を点検させる。管理グループ長不在の場合は、管理グループ員が点検する。</p> <p>施行の時期は、付則口) に従う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 王禅寺センタ長は、地震が収まった後に管理グループ長に指示し、原子炉建屋、及び第 4 倉庫、第 5 倉庫内外並びに廃棄物容器転倒の有無を点検させる。管理グループ長不在の場合は、管理グループ員が点検する。</p> </div> <p>(5) 管理グループ長は、点検結果を王禅寺センタ長、品質保証責任者及び本部の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告する。</p> <p>(6) 異常が発見された場合、管理グループ長は、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告するとともに、<u>品質保証責任者の</u>保安のための指示に従い、直ちに正常に復旧する措置及び正常を維持する措置を講じる。</p> <p>(7) 管理グループ長は、前号に係り、措置し復旧した結果を、王禅寺センタ長、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告する。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、地震、台風その他の天災が発生したことにより、第 3 7 条に</p> | <p>(地震時等の処置)</p> <p>第 3 9 条 管理グループ長は、川崎市北部に地震が発生した場合、直ちに震度を確認する。震度 4 以上の場合には、直ちに王禅寺センタ長に連絡しなければならない。</p> <p>2 川崎市北部に震度 4 以上の地震が発生した場合、王禅寺センタ長及び管理グループ長は、以下の処置を行わなければならない。</p> <p>(1) 王禅寺センタ長は、第 4 0 条に従い王禅寺センタにいる者を避難させる。</p> <p>(2) 王禅寺センタ長は、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>及び本部の長に連絡し、<u>廃止措置主任者の</u>保安のための指示に従う。</p> <p>(3) 管理グループ長は、地震が収まった後に直ちに原子力規制委員会等に通報する。管理グループ長不在の場合は、王禅寺センタ長が行う。地震発生後の原子力規制委員会等への通報は、3 0 分以内を目途に行なう。</p> <p>(4) 王禅寺センタ長は、地震が収まった後に管理グループ長に指示し、原子炉建屋内外並びに廃棄物ドラム缶転倒の有無を点検させる。管理グループ長不在の場合は、管理グループ員が点検する。</p> <p>施行の時期は、付則口) に従う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 王禅寺センタ長は、地震が収まった後に管理グループ長に指示し、原子炉建屋、及び第 4 倉庫、第 5 倉庫内外並びに廃棄物容器転倒の有無を点検させる。管理グループ長不在の場合は、管理グループ員が点検する。</p> </div> <p>(5) 管理グループ長は、点検結果を王禅寺センタ長、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>及び本部の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告する。</p> <p>(6) 異常が発見された場合、管理グループ長は、王禅寺センタ長、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告するとともに、<u>廃止措置主任者の</u>保安のための指示に従い、直ちに正常に復旧する措置及び正常を維持する措置を講じる。</p> <p>(7) 管理グループ長は、前号に係り、措置し復旧した結果を、王禅寺センタ長、品質保証責任者、<u>廃止措置主任者</u>、本部の長及び事業所の長に報告し並びに原子力規制委員会等に報告する。</p> <p>3 王禅寺センタ長は、地震、台風その他の天災が発生したことにより、第 3 7 条に定</p> | <p>(1)(c)</p> <p>(1)(c) ⑩⑪⑬</p> <p>(1)(c) ⑩⑪⑬</p> <p>⑩⑪⑬</p> <p>(1)(c)</p> |

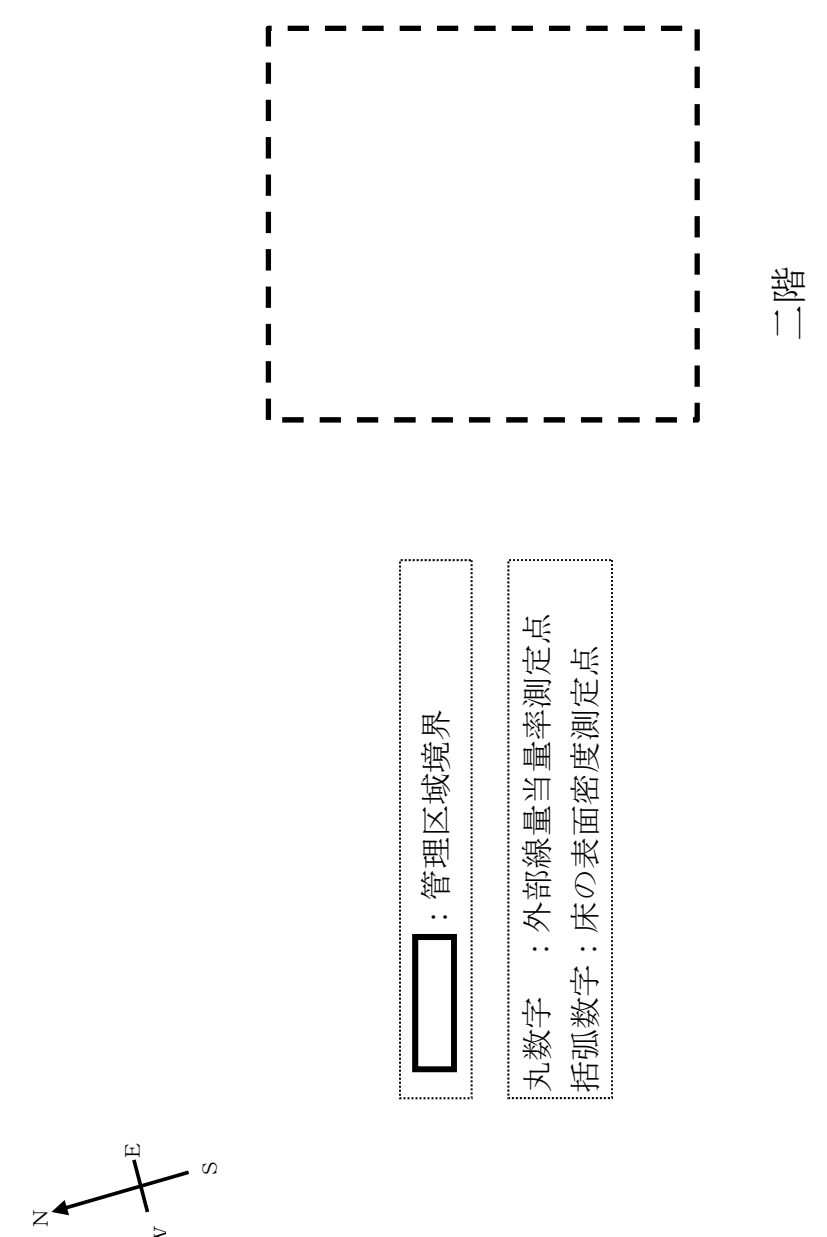
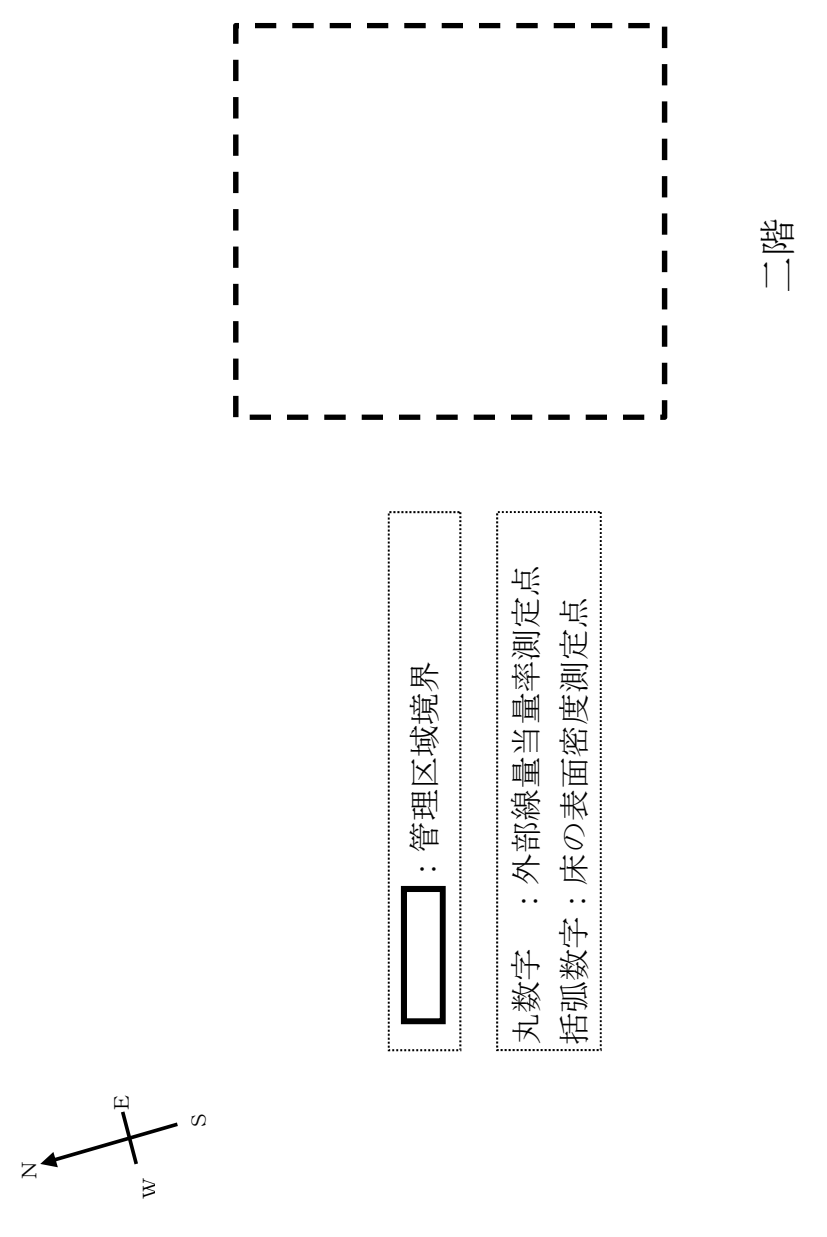
| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|---|---|--------------------------|
| 定める放射線事故に発展したときは、同条第 3 項、第 4 項の防護活動を行わなければならない。 | める放射線事故に発展したときは、同条第 3 項、第 4 項の防護活動を行わなければならない。 | |
| <p>（避難）</p> <p>第 4 0 条 王禅寺センタ長は、第 3 7 条、第 3 8 条、第 3 9 条に規定する非常事態が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、管理区域などからの避難の必要を認められた時は、拡声装置等により避難の警告及び避難に当たって取るべき処置を指示しなければならない。</p> | <p>（避難）</p> <p>第 4 0 条 王禅寺センタ長は、第 3 7 条、第 3 8 条、第 3 9 条に規定する非常事態が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、管理区域などからの避難の必要を認められた時は、拡声装置等により避難の警告及び避難に当たって取るべき処置を指示しなければならない。</p> | |
| <p>（盗取、侵入時の処置）</p> <p>第 4 1 条 管理グループ長は、放射性廃棄物の盗取又は H T R 施設等への侵入等の不法行為が発生した場合は、直ちに警察署及び原子力規制委員会等に通報しなければならない。</p> | <p>（盗取、侵入時の処置）</p> <p>第 4 1 条 管理グループ長は、放射性廃棄物の盗取又は H T R 施設等への侵入等の不法行為が発生した場合は、直ちに警察署及び原子力規制委員会等に通報しなければならない。</p> | |
| 第 9 章 記 録 | 第 9 章 記 録 | |
| <p>（記録）</p> <p>第 4 2 条 管理グループ長は、H T R 施設等に関する記録を、表 1 0 の第 1 欄に掲げる事項について、第 2 欄に掲げるそれぞれの場合に記録し、第 4 欄に掲げる期間これを保存しなければならない。</p> | <p>（記録）</p> <p>第 4 2 条 管理グループ長は、H T R 施設等に関する記録を、表 9 の第 1 欄に掲げる事項について、第 2 欄に掲げるそれぞれの場合に記録し、第 3 欄に掲げる期間これを保存しなければならない。</p> | <p>⑬⑭1, ⑬⑭2 (5)</p> |
| <p>付則 イ) ロ) 項、ハ) <u>項及びニ) 項</u>に記載する事項を除き、原子力規制委員会の認可の翌日から施行する。</p> <p>ロ) 次の変更は、廃止措置計画に基づく第 4 倉庫及び第 5 倉庫の設置が完了し、原子炉室から当倉庫への放射性固体廃棄物の移動（以下、「廃棄物移動」という。）を開始する前に施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 5 条の 2 ・第 3 9 条第 2 項（4） ・図 3 ・表 2 ・表 1 0（2）（所有権境界内の状況（第 1 5 条の 2 関係）） <p>ハ) 次の変更は、廃棄物移動が開始された後に適用する。ただし、廃棄物移動、原子炉室床下の排水配管の解体撤去、燃料取扱装置、移動用キャスクの解体撤去、原子炉室内の使用済燃料貯蔵タンク及び破損燃料貯蔵タンクの汚染分離が終了し、原子炉本体領域を除く原子炉室内の管理区域解除（以下、「廃棄物移動等」という。）が完了するまでの期間は、変更前のものも併せて適用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 7 条第 1 項 ・図 2 ・図 2 - 2 | <p>付則 イ) ロ) 項、ハ) <u>、ニ) 項及びホ) 項</u>に記載する事項を除き、原子力規制委員会の認可の日から 3 カ月以内に施行する。</p> <p>ロ) 次の変更は、廃止措置計画に基づく第 4 倉庫及び第 5 倉庫の設置が完了し、原子炉室から当倉庫への放射性固体廃棄物の移動（以下、「廃棄物移動」という。）を開始する前に施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 5 条の 2 ・第 3 9 条第 2 項（4） ・図 3 ・表 2 <p><削除></p> <p>ハ) 次の変更は、廃棄物移動が開始された後に適用する。ただし、廃棄物移動、原子炉室床下の排水配管の解体撤去、燃料取扱装置、移動用キャスクの解体撤去、原子炉室内の使用済燃料貯蔵タンク及び破損燃料貯蔵タンクの汚染分離が終了し、原子炉本体領域を除く原子炉室内の管理区域解除（以下、「廃棄物移動等」という。）が完了するまでの期間は、変更前のものも併せて適用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 7 条第 1 項 ・図 2 ・図 2 - 2 | <p>(3)(5)</p> <p>(5)</p> |

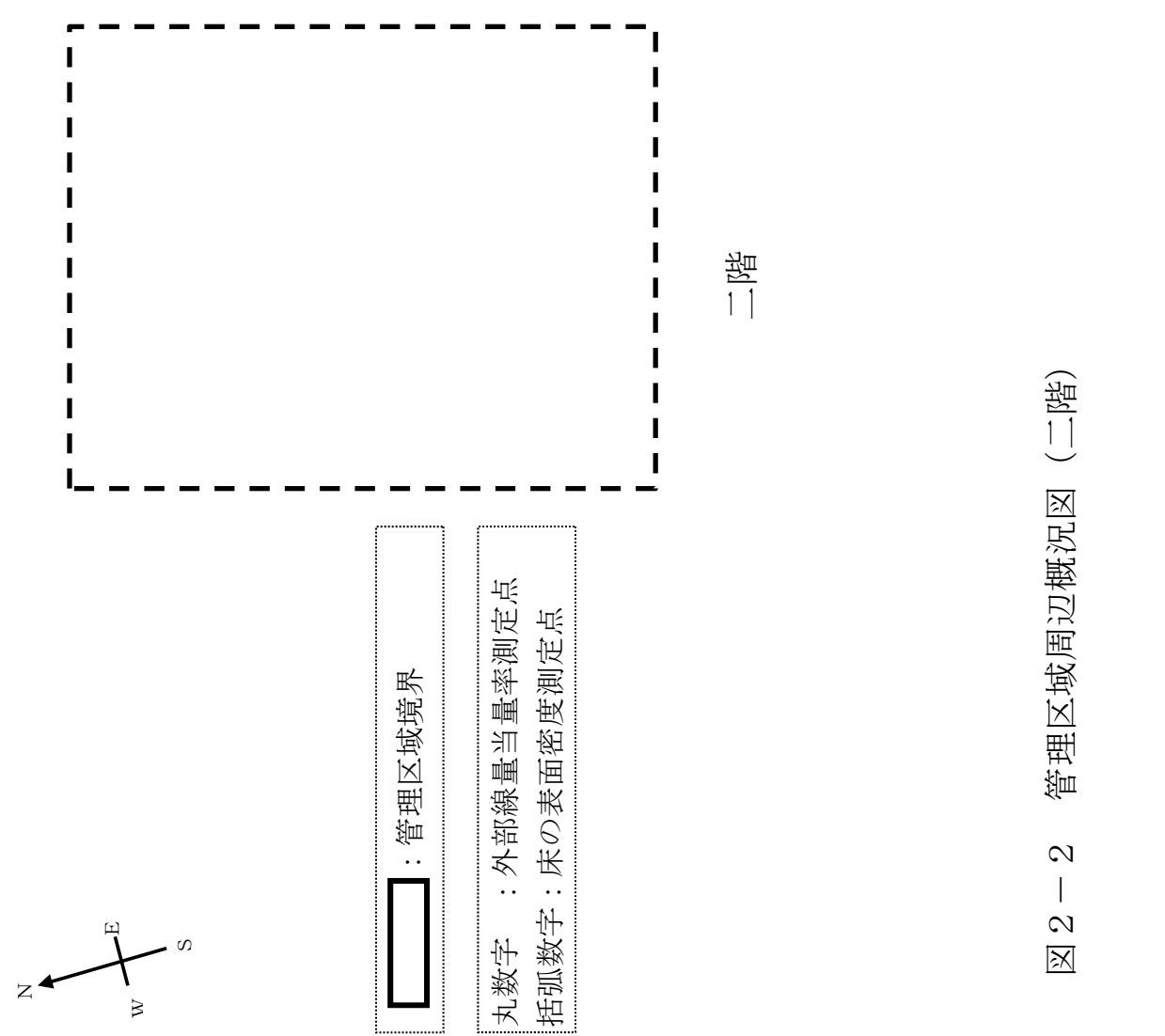
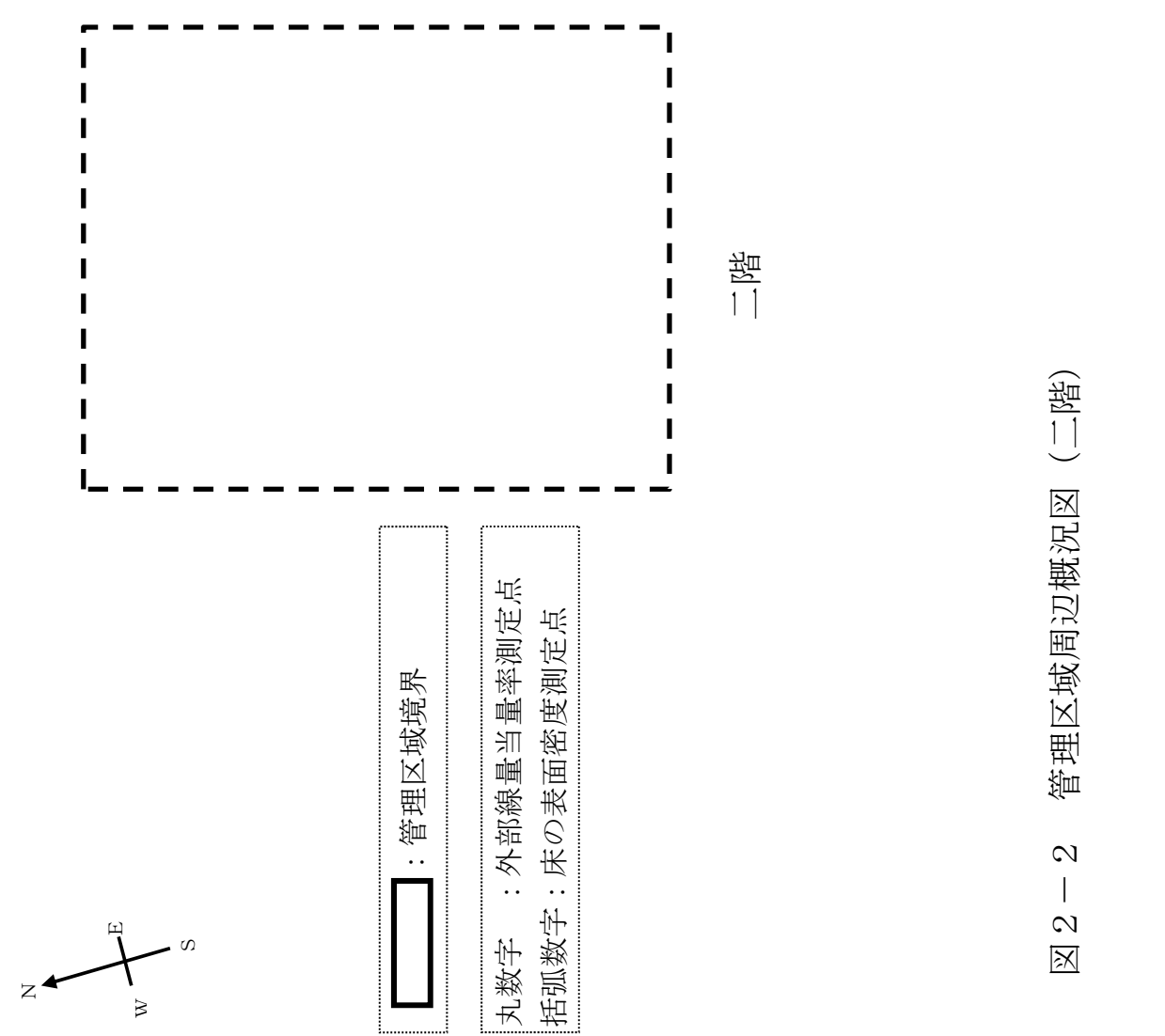
| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|--|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・表 6（原子炉室に係る管理値、管理目標値を除く） ・表 7 ・表 <u>9</u> 二) 次の変更は、廃棄物移動等の完了後に施行する。 <ul style="list-style-type: none"> ・表 6（原子炉室に係る管理値、管理目標値） ・第 3 1 条 ・表 1 0（2）（原子炉室の浸水時の措置（第 31 条関係）） | <ul style="list-style-type: none"> ・表 6（原子炉室に係る管理値、管理目標値を除く） ・表 7 ・表 <u>8</u> 二) 次の変更は、廃棄物移動等の完了後に施行する。 <ul style="list-style-type: none"> ・表 6（原子炉室に係る管理値、管理目標値） ・第 3 1 条 <削除> <u>ホ) 次の変更は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 3 年 4 月 1 日までの期間は、変更前のものも併せて適用しなければならない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・表 4（目の水晶体に係る線量限度（管理値）） ・表 5（目の水晶体に係る管理目標値） | (5) (5) (3) |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">※：廃止措置計画に基づく工事を 実施する場合に配置</p> <p style="text-align: center;">図 1 HTR の保安及び品質保証に関する組織</p> | <p style="text-align: center;">※1: 廃止措置計画に基づく工事を 実施する場合に配置 ※2: 廃止措置期間中に実施する 工事を計画する場合に配置</p> <p style="text-align: center;">図 1 HTR の保安及び品質保証に関する組織 (保安管理組織)</p> | <p>①2, ④1, ④2</p> <p>(1)(a) (4)</p> <p>(5)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> |

| <p>現行 (認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可)</p> | <p>変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。]</p> | <p>変更の理由</p> |
|---|--|--------------|
|  <p>図 2 管理区域周辺概況図 (一階及び地下)</p> |  <p>図 2 管理区域周辺概況図 (一階及び地下)</p> | <p>⑩4</p> |

| <p>現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可）</p> | <p>変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。]</p> | <p>変更の理由</p> |
|--|---|--------------|
| <p>施行の時期は、付則八) に従う。</p>  <p style="text-align: center;">図 2 管理区域周辺概況図（一階及び地下）</p> | <p>施行の時期は、付則八) に従う。</p>  <p style="text-align: center;">図 2 管理区域周辺概況図（一階及び地下）</p> | <p>⑩4</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|---|-----------|
|  <p style="text-align: center;">二階</p> <p style="text-align: center;">図 2-2 管理区域周辺概況図（二階）</p> |  <p style="text-align: center;">二階</p> <p style="text-align: center;">図 2-2 管理区域周辺概況図（二階）</p> | <p>⑩4</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|---|--|-----------|
| <p> 施行の時期は、付則ハ) に従う。 </p>  <p style="text-align: center;">二階</p> <p style="text-align: center;">図 2-2 管理区域周辺概況図 (二階)</p> | <p> 施行の時期は、付則ハ) に従う。 </p>  <p style="text-align: center;">二階</p> <p style="text-align: center;">図 2-2 管理区域周辺概況図 (二階)</p> | <p>⑩4</p> |

現行 (認可番号: 原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可)

変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。]

変更の理由

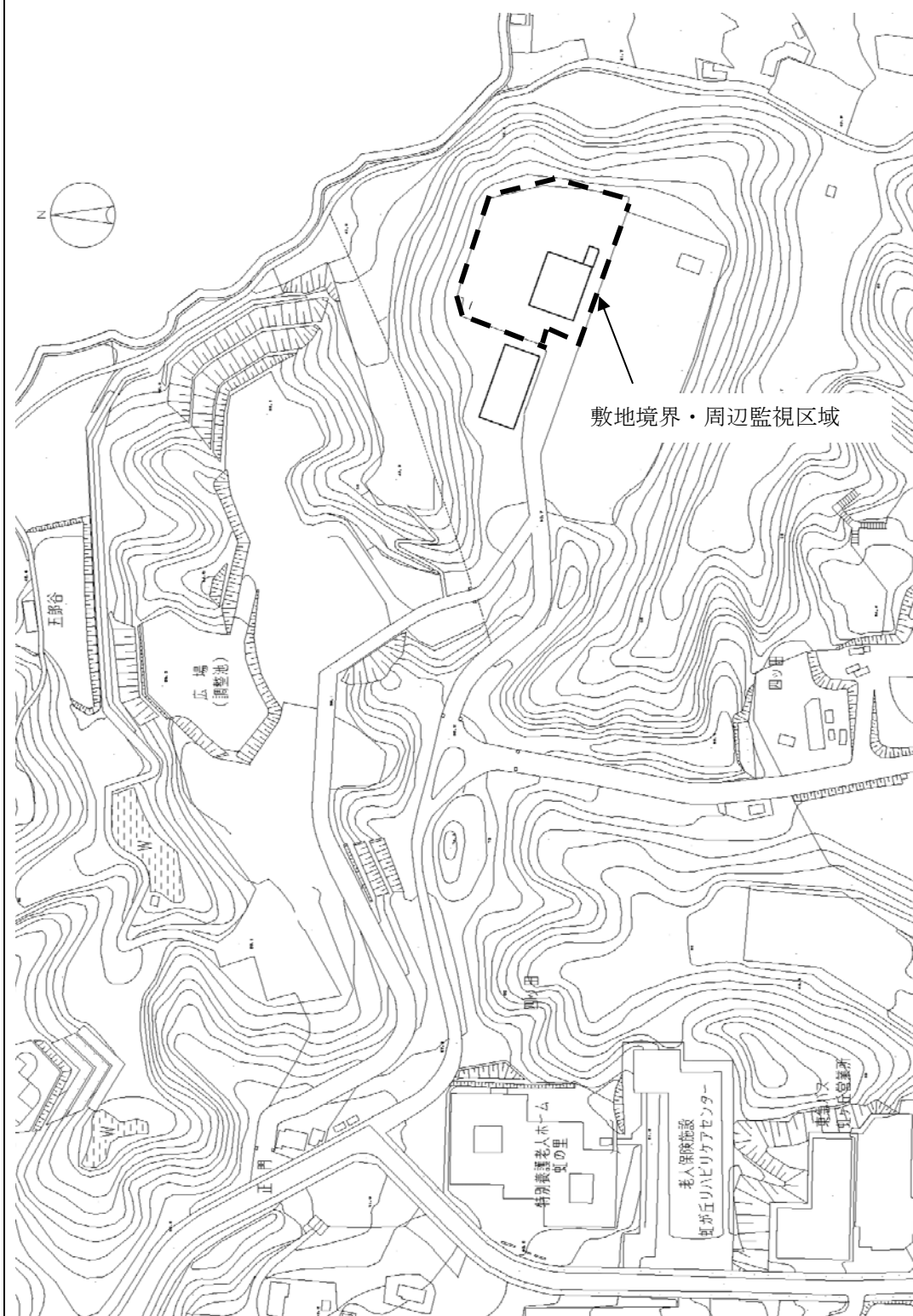


図 3 周辺監視区域

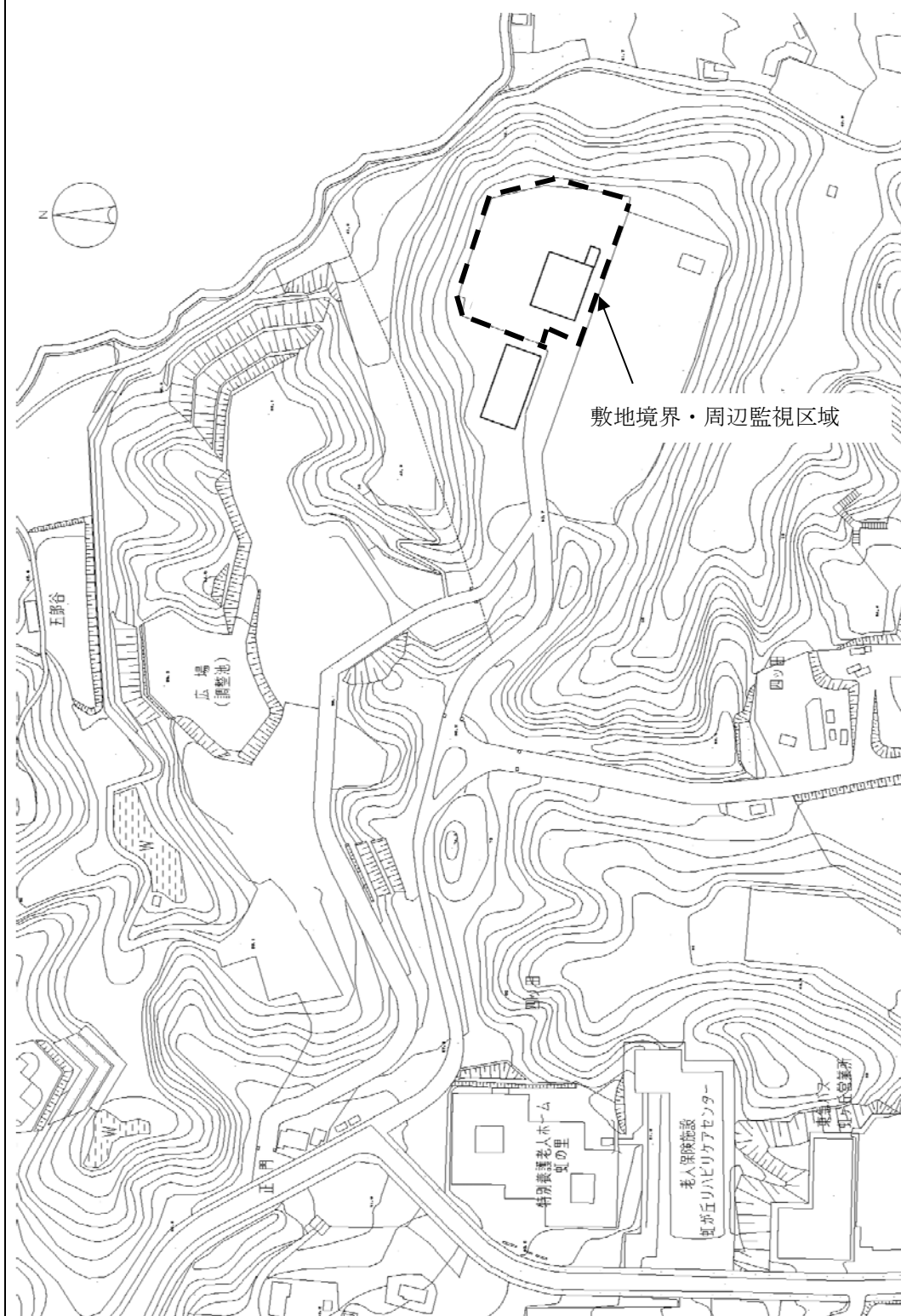


図 3 周辺監視区域

現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可）

変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。]

変更の理由

施行の時期は、付則口) に従う。

施行の時期は、付則口) に従う。



図 3 周辺監視区域



図 3 周辺監視区域

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | | | | | | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | | | | | | 変更の理由 |
|--|--|----------|------|--------------|------|--|--|----------|------|--------------|------|------------|
| 表 1. 保安・品質保証教育実施方針（規定第 1 2 条関係） | | | | | | 表 1. 保安・品質保証教育実施方針（規定第 1 2 条関係） | | | | | | ⑤1, ⑤2, ⑤5 |
| 教育項目 | 教育内容 | 放射線業務従事者 | | 放射線業務従事者以外の者 | | 教育項目 | 教育内容 | 放射線業務従事者 | | 放射線業務従事者以外の者 | | |
| | | グループ員等 | 左記以外 | グループ員等 | 左記以外 | | | グループ員等 | 左記以外 | グループ員等 | 左記以外 | |
| (1) 関係法令及び保安規定に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 炉規法、試験炉規則等 廃止措置計画、HTR 保安規定、HTR 保安管理要領 | ◎ | ○ | ◎ | △ | (1) 関係法令及び保安規定に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 炉規法、試験炉規則等 廃止措置計画、HTR 保安規定、HTR 保安管理要領 | ◎ | ○ | ◎ | △ | |
| (2) 原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の構造 巡視、点検、<u>施設定期自主検査</u> | ◎ | ○ | ○ | ○ | (2) 原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の構造 巡視、点検、<u>定期事業者検査</u> | ◎ | ○ | ○ | ○ | (1)(b)(c) |
| (3) 放射線管理に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 管理区域 人の入域、退域 物品の搬入、搬出 測定の方法 線量限度、被ばく管理 人体に与える影響 | ◎ | ○ | △ | △ | (3) <u>試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</u> [0.25 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> <u>廃止措置計画の内容</u> | ◎ | ◎ | △ | △ | (1)(c) |
| (4) 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の種類、量 放射性廃棄物の点検の方法 | ◎ | ○ | △ | △ | (4) 放射線管理に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 管理区域 人の入域、退域 物品の搬入、搬出 測定の方法 線量限度、被ばく管理 人体に与える影響 | ◎ | ○ | △ | △ | |
| (5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 非常時の定義 通報、報告 応急の措置 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | (5) 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の種類、量 放射性廃棄物の点検の方法 | ◎ | ○ | △ | △ | |
| (6) 品質保証に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 品質保証体系 品質保証活動 <u>HTR 品質保証計画</u> | ◎ | ○ | ◎ | △ | (6) 非常の場合に <u>講ずべき</u> 処置に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 非常時の定義 通報、報告 応急の措置 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| (7) その他 [0.25 時間以上] | <例> <ul style="list-style-type: none"> 安全文化の<u>醸成</u> 事故、トラブル事例 | ○ | △ | ○ | △ | (7) 品質保証に関すること。 [0.5 時間以上] | <ul style="list-style-type: none"> 品質保証体系 品質保証活動 <u>HTR 品質マニュアル</u> | ◎ | ○ | ◎ | △ | (5) |
| | | | | | | (8) その他 [0.25 時間以上] | <例> <ul style="list-style-type: none"> 安全文化の<u>育成</u> 事故、トラブル事例 | ○ | △ | ○ | △ | (5) |
| 1. 再教育は、計画的に実施（毎年度実施し、3 年間で全ての内容を実施）する。 2. [] 内の時間数については、配属、業務従事前の放射線業務従事者のみ適用する。 3. 凡例：◎:全員対象、○:業務に関連する者が対象（業務に応じた教育を実施）、 △:○のうち、配属、業務従事前に省略できる項目。 | | | | | | 1. 再教育は、計画的に実施（毎年度実施し、3 年間で全ての内容を実施）する。 2. [] 内の時間数については、配属、業務従事前の放射線業務従事者のみ適用する。 3. 凡例：◎:全員対象、○:業務に関連する者が対象（業務に応じた教育を実施）、 | | | | | | |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|--|---------------------------|------------|--------------|--|--|---|---------------------|---|--|--------------|--|--|----------|--------|------------------------|-------|---------------------|----|
| <p>表 2. 管理区域等の標識（規定第 15 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="130 302 1032 485"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管 理 区 域</td> <td>出入口及び必要な箇所</td> </tr> <tr> <td>出入口の床及び扉</td> </tr> <tr> <td>周 辺 監 視 区 域</td> <td>必要な箇所</td> </tr> </tbody> </table> | 区 域 | 箇 所 | 管 理 区 域 | 出入口及び必要な箇所 | 出入口の床及び扉 | 周 辺 監 視 区 域 | 必要な箇所 | <p>△:○のうち、配属、業務従事前に省略できる項目。</p> <p>表 2. 管理区域等の標識（規定第 15 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1368 302 2270 485"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管 理 区 域</td> <td>出入口及び必要な箇所</td> </tr> <tr> <td>出入口の床及び扉</td> </tr> <tr> <td>周 辺 監 視 区 域</td> <td>必要な箇所</td> </tr> </tbody> </table> | 区 域 | 箇 所 | 管 理 区 域 | 出入口及び必要な箇所 | 出入口の床及び扉 | 周 辺 監 視 区 域 | 必要な箇所 | ⑧9 | | | | |
| 区 域 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管 理 区 域 | 出入口及び必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出入口の床及び扉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周 辺 監 視 区 域 | 必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 域 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管 理 区 域 | 出入口及び必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出入口の床及び扉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周 辺 監 視 区 域 | 必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施行の時期は、付則口) に従う。</p> <p>表 2. 管理区域等の標識（規定第 15 条、第 15 条の 2 関係）</p> <table border="1" data-bbox="130 825 1101 1192"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・ 管理区域 ・ 汚染のおそれのない管理区域</td> <td>出入口及び必要な箇所</td> </tr> <tr> <td>出入口の床及び扉</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>周辺監視区域境界フェンスの 必要な箇所</td> </tr> <tr> <td>所有権境界</td> <td>所有権境界フェンスの 必要な箇所</td> </tr> </tbody> </table> | 区 域 | 箇 所 | ・ 管理区域 ・ 汚染のおそれのない管理区域 | 出入口及び必要な箇所 | 出入口の床及び扉 | 周辺監視区域 | 周辺監視区域境界フェンスの 必要な箇所 | 所有権境界 | 所有権境界フェンスの 必要な箇所 | <p>施行の時期は、付則口) に従う。</p> <p>表 2. 管理区域等の標識（規定第 15 条、第 15 条の 2 関係）</p> <table border="1" data-bbox="1368 825 2338 1192"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・ 管理区域 ・ 汚染のおそれのない管理区域</td> <td>出入口及び必要な箇所</td> </tr> <tr> <td>出入口の床及び扉</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>周辺監視区域境界フェンスの 必要な箇所</td> </tr> <tr> <td>所有権境界</td> <td>所有権境界フェンスの 必要な箇所</td> </tr> </tbody> </table> | 区 域 | 箇 所 | ・ 管理区域 ・ 汚染のおそれのない管理区域 | 出入口及び必要な箇所 | 出入口の床及び扉 | 周辺監視区域 | 周辺監視区域境界フェンスの 必要な箇所 | 所有権境界 | 所有権境界フェンスの 必要な箇所 | ⑧9 |
| 区 域 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 管理区域 ・ 汚染のおそれのない管理区域 | 出入口及び必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出入口の床及び扉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周辺監視区域 | 周辺監視区域境界フェンスの 必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所有権境界 | 所有権境界フェンスの 必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 域 | 箇 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 管理区域 ・ 汚染のおそれのない管理区域 | 出入口及び必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出入口の床及び扉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周辺監視区域 | 周辺監視区域境界フェンスの 必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所有権境界 | 所有権境界フェンスの 必要な箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表 3. 物品の持出制限（規定第 18 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="130 1350 1294 1524"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点検測定器</th> <th>管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持出物品</td> <td>表面汚染測定器（β線用）</td> <td>α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 点検測定器 | 管理値 | 持出物品 | 表面汚染測定器（β線用） | α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm ² | <p>表 3. <u>管理区域からの退出及び物品の持出に係る管理値</u> (規定第 16 条、第 17 条、第 18 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1368 1419 2531 1644"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点検測定器</th> <th>管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>管理区域か らの退出時 及び 持出物品</u></td> <td>表面汚染測定器（β線用）</td> <td>α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 点検測定器 | 管理値 | <u>管理区域か らの退出時 及び 持出物品</u> | 表面汚染測定器（β線用） | α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm ² | (1)(c) ⑧5, ⑩9 (5) (1)(c) | | | | | | |
| 項目 | 点検測定器 | 管理値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 持出物品 | 表面汚染測定器（β線用） | α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 点検測定器 | 管理値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>管理区域か らの退出時 及び 持出物品</u> | 表面汚染測定器（β線用） | α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可）

変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕

変更の理由

表 4. 放射線業務従事者の線量限度（規定第 20 条関係）

| 区分 | 被ばく部位 | 線量限度（管理値） |
|--|-------|--|
| 実効線量 | 全身 | 100mSv/5年間かつ50mSv/1年間 |
| 女子 （妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く） | | 5mSv/3月間 |
| 妊娠中である女子 （内部被ばくによる） | | 1mSv/（本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間） |
| 等価線量 | 眼の水晶体 | <u>150mSv/1年間</u> |
| | 皮膚 | 500mSv/1年間 |
| 妊娠中の女子 （外部被ばくによる） | 腹部表面 | 2mSv/（本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間） |

注 1：「3月間」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間とする。

注 2：「1年間」とは、4月1日を始期とする1年間とする。

注 3：「5年間」とは、平成 13 年 4 月 1 日を始期とする5年間とする。

表 4. 放射線業務従事者の線量限度（規定第 20 条関係）

| 区分 | 被ばく部位 | 線量限度（管理値） |
|--|-------|--|
| 実効線量 | 全身 | 100mSv/5年間かつ50mSv/1年間 |
| 女子 （妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く） | | 5mSv/3月間 |
| 妊娠中である女子 （内部被ばくによる） | | 1mSv/（本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間） |
| 等価線量 | 眼の水晶体 | <u>100mSv/5年間かつ50mSv/1年間</u> |
| | 皮膚 | 500mSv/1年間 |
| 妊娠中の女子 （外部被ばくによる） | 腹部表面 | 2mSv/（本人の申し出により社長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間） |

注 1：「3月間」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間とする。

注 2：「1年間」とは、4月1日を始期とする1年間とする。

注 3：「5年間」とは、平成 13 年 4 月 1 日を始期とする5年間とする。

(3)

現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可）

表 5. 放射線業務従事者の線量に係る管理目標値（規定第 20 条関係）

| 区 分 | 被ばく部位 | 管理目標値 | | | | |
|--|-----------|-------|---------|---------------|----------------|--------|
| | | 1 日 | 1 月間 | 3 月間 | 1 年間 | 5 年間 |
| 実効線量 | 全身 | 1 mSv | — | 10 mSv | 20 mSv | 90 mSv |
| 女子 （妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く） | | | | 4 mSv | 16 mSv | |
| 等価線量 | 眼の 水晶体 | — | — | <u>70 mSv</u> | <u>130 mSv</u> | — |
| | 皮膚 | — | — | 250 mSv | 450 mSv | |
| 妊娠中の女子 （外部被ばくによる） | 腹部表面 | — | 0.2 mSv | 0.5 mSv | — | — |

注1：「1月間」とは、暦上の月初めから月終わりまでとする。

注2：「3月間」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間とする。

注3：「1年間」とは、4月1日を始期とする1年間とする。

注4：「5年間」とは、平成13年4月1日を始期とする5年間とする。

注5：「妊娠中」とは、本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間。

変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕

表 5. 放射線業務従事者の線量に係る管理目標値（規定第 20 条関係）

| 区 分 | 被ばく部位 | 管理目標値 | | | | |
|--|-----------|-------|---------|---------------|---------------|---------------|
| | | 1 日 | 1 月間 | 3 月間 | 1 年間 | 5 年間 |
| 実効線量 | 全身 | 1 mSv | — | 10 mSv | 20 mSv | 90 mSv |
| 女子 （妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者並びに妊娠中である者を除く） | | | | 4 mSv | 16 mSv | |
| 等価線量 | 眼の 水晶体 | — | — | <u>10 mSv</u> | <u>20 mSv</u> | <u>90 mSv</u> |
| | 皮膚 | — | — | 250 mSv | 450 mSv | — |
| 妊娠中の女子 （外部被ばくによる） | 腹部表面 | — | 0.2 mSv | 0.5 mSv | — | — |

注1：「1月間」とは、暦上の月初めから月終わりまでとする。

注2：「3月間」とは、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間とする。

注3：「1年間」とは、4月1日を始期とする1年間とする。

注4：「5年間」とは、平成13年4月1日を始期とする5年間とする。

注5：「妊娠中」とは、本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間。

変更の理由

⑩1

(3)

付則
五

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | | | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | | | 変更の理由 | |
|---|--|--|---|--|------------------------------|--|---|
| 表 6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所（規定第 2 5 条関係） | | | 表 6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所（規定第 2 5 条関係） | | | ⑩3, ⑩4, ⑬6 | |
| 項目 | 頻度 | 管理値 | 項目 | 頻度 | 管理値 | | |
| 線量当量率 ※ | 管理区域内 | 週 1 回の測定 4 箇所 (図 2 の② ③ ④、図 2-2 の⑤) | 実効線量で 10 μ Sv/h 以下 | 線量当量率 ※ | 管理区域内 | 週 1 回の測定 4 箇所 (図 2 の② ③ ④、図 2-2 の⑤) | 実効線量で 10 μ Sv/h 以下 |
| | 管理区域境界 | 週 1 回の測定 2 箇所 (図 2 の① ⑦) | 実効線量で 0.5 μ Sv/h 以下 | | 管理区域境界 | 週 1 回の測定 2 箇所 (図 2 の① ⑦) | 実効線量で 0.5 μ Sv/h 以下 |
| | | 月 1 回の測定 2 箇所 (図 2 の⑧ ⑨) | | | | 月 1 回の測定 2 箇所 (図 2 の⑧ ⑨) | |
| 周辺監視区域境界 (事業所敷地境界) | 週 1 回の測定 1 箇所 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 4 箇所 (図 2 の⑪ ⑫ ⑬ ⑭) | 実効線量で 0.11 μ Sv/h 以下 | 周辺監視区域境界 (事業所敷地境界) | 週 1 回の測定 1 箇所 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 4 箇所 (図 2 の⑪ ⑫ ⑬ ⑭) | 実効線量で 0.11 μ Sv/h 以下 | | |
| 線量当量 | 周辺監視区域境界 (事業所敷地境界) | 3 月毎 4 箇所 (図 2 の G1~G4) | 実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下 | 線量当量 | 周辺監視区域境界 (事業所敷地境界) | 3 月毎 4 箇所 (図 2 の G1~G4) | 実効線量で 0.25 mSv/3 月 以下 |
| 表面密度 | 管理区域内 | 月 1 回の測定 3 箇所 (図 2 の (2) (3)、図 2-2 の(1)) | α 線を放出しない放射線物質で 4 Bq/cm ² 以下 | 表面密度 | 管理区域内 | 月 1 回の測定 3 箇所 (図 2 の (2) (3)、図 2-2 の(1)) | α 線を放出しない放射線物質で 4 Bq/cm ² 以下 |
| ※：⑥は欠番 | | | ※：⑥は欠番 | | | | |
| 施行の時期は、付則ハ) 及びニ) に従う。 | | | 施行の時期は、付則ハ) 及びニ) に従う。 | | | ⑩3, ⑩4, ⑬6 | |
| 表 6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所（規定第 2 5 条、第 2 6 条関係） | | | 表 6. 外部放射線に係る線量当量率等の測定及び測定箇所（規定第 2 5 条、第 2 6 条関係） | | | | |
| 項目 | 頻度 | 管理目標値 | 項目 | 頻度 | 管理目標値 | | |
| 線量当量率 ※ 1 | 管理区域境界 (原子炉室内) | 週 1 回の測定 (図 2 の③④、図 2-2 の⑤) | 実効線量で 2.6 μ Sv/h | 線量当量率 ※ 1 | 管理区域境界 (原子炉室内) | 週 1 回の測定 (図 2 の③④、図 2-2 の⑤) | |
| | 管理区域境界 (第 4、第 5 倉庫外 壁) | 週 1 回の測定 (図 2 の[5][6][7][8]) 月 1 回の測定 (図 2 の[1][2][3][4]) | | | 管理区域境界 (第 4、第 5 倉庫外 壁) | 週 1 回の測定 (図 2 の[5][6][7][8]) 月 1 回の測定 (図 2 の[1][2][3][4]) | |
| | 管理区域内 (参考測定) | 月 1 回の測定 (図 2 の[9][10][11][12]、 図 2-2 の[13] ※ 2) | | | 管理区域内 (参考測定) | 月 1 回の測定 (図 2 の[9][10][11][12]、 図 2-2 の[13] ※ 2) | |
| | 周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界) | 週 1 回の測定 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 (図 2 の⑪⑫⑬⑭) | | | 周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界) | 週 1 回の測定 (図 2 の⑩) 月 1 回の測定 (図 2 の⑪⑫⑬⑭) | |
| 線量当量 | 周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界) | 3 月毎 (図 2 の G1~G4) | 実効線量で 0.25 mSv/3 月 | 線量当量 | 周辺監視区域境界 (HTR 施設敷地境界) | 3 月毎 (図 2 の G1~G4) | 実効線量で 0.25 mSv/3 月 |
| 表面密度 | 管理区域内 | 月 1 回の測定 (図 2 の <1><2><3><4>) | α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm ² | 表面密度 | 管理区域内 | 月 1 回の測定 (図 2 の <1><2><3><4>) | α 線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm ² |
| ※ 1：①②⑥⑦⑧⑨は欠番 | | | ※ 1：①②⑥⑦⑧⑨は欠番 | | | | |
| ※ 2：第 1 4 条第 1 項のただし書き適用時は、[13]における測定は行わない | | | ※ 2：第 1 4 条第 1 項のただし書き適用時は、[13]における測定は行わない | | | | |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|----|-----------------|---|--|----------------|----------|--|--|------|--|------|-----------------|---|--|----------------------------|-------|----------------|----------|--|--|--|--|
| <p>表 7. 巡視の確認項目（規定第 29 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>判断基準</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射性廃棄物の保管状況</td> <td>廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。</td> <td>1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: 1px dashed black; height: 80px;"></td> </tr> </tbody> </table> | 確認項目 | 判断基準 | 頻度 | (1) 放射性廃棄物の保管状況 | 廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。 | 1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月) | | | | <p>表 7. 巡視の確認項目（規定第 29 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>判断基準</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射性廃棄物の保管状況</td> <td>廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。</td> <td>1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: 1px dashed black; height: 80px;"></td> </tr> </tbody> </table> | 確認項目 | 判断基準 | 頻度 | (1) 放射性廃棄物の保管状況 | 廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。 | 1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月) | | | | | | | | |
| 確認項目 | 判断基準 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 放射性廃棄物の保管状況 | 廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。 | 1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確認項目 | 判断基準 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 放射性廃棄物の保管状況 | 廃棄物ドラム缶について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと。 | 1 回/週 (旧使用済燃料貯蔵タンク及び旧破損燃料貯蔵タンク内の放射性廃棄物の保管状況については 1 回/月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施行の時期は、付則ハ) に従う。</p> <p>表 7. 巡視の確認項目（規定第 15 条の 2、第 29 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>判断基準</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 放射性廃棄物の保管状況</td> <td>廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。</td> <td>1 回/週</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容器に腐食がないこと。</td> <td>1 回/2 年※</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：ファイバースコープ等を用い、目視確認をする。</p> | 確認項目 | 判断基準 | 頻度 | (1) 放射性廃棄物の保管状況 | 廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 | 1 回/週 | 廃棄物容器に腐食がないこと。 | 1 回/2 年※ | | | | <p>施行の時期は、付則ハ) に従う。</p> <p>表 7. 巡視の確認項目（規定第 15 条の 2、第 29 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>判断基準</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 放射性廃棄物の保管状況</td> <td>廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。</td> <td>1 回/週</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容器に腐食がないこと。</td> <td>1 回/2 年※</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：ファイバースコープ等を用い、目視確認をする。</p> | 確認項目 | 判断基準 | 頻度 | (1) 放射性廃棄物の保管状況 | 廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 | 1 回/週 | 廃棄物容器に腐食がないこと。 | 1 回/2 年※ | | | | |
| 確認項目 | 判断基準 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 放射性廃棄物の保管状況 | 廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 | 1 回/週 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 廃棄物容器に腐食がないこと。 | 1 回/2 年※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確認項目 | 判断基準 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 放射性廃棄物の保管状況 | 廃棄物容器について、転倒、積載ずれ、漏洩がないこと。 | 1 回/週 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 廃棄物容器に腐食がないこと。 | 1 回/2 年※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------------|---|---------------------------|------------------|-------------------|------|------------|---------|-------------------|-------|---------|----------------------|---|------|--|-------------|----------|----------------------|---|----------|--------|------|-------|----------------------------|------|---------------------|-------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------|---------|----|---------|---------------------------------|---------------------------|-----------------|----------|----------------|-----------|----|------|----|--|--------|------------------|---------------------|
| <p>表 8. 保安のために直接関連を有する放射線測定器（規定第 30 条、第 32 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="130 275 1299 478"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>台数</th> <th>使用目的</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 表面汚染測定器（β線用）※</td> <td>2</td> <td rowspan="3">保安管理用</td> <td>点検：1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 空間線量率測定器（γ線用）</td> <td>2</td> <td>校正：1回/年</td> </tr> <tr> <td>(3) ダストサンプラ</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：検出限界値は線量限度告示に定められる管理区域に係る基準の 1/10（α線を放出しない放射性物質で 0.4 Bq/cm²）を超えないこと</p> | 種類 | 台数 | 使用目的 | 頻度 | (1) 表面汚染測定器（β線用）※ | 2 | 保安管理用 | 点検：1回/週 | (2) 空間線量率測定器（γ線用） | 2 | 校正：1回/年 | (3) ダストサンプラ | 1 | | <p><削除></p> | (1)(b) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 台数 | 使用目的 | 頻度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 表面汚染測定器（β線用）※ | 2 | 保安管理用 | 点検：1回/週 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 空間線量率測定器（γ線用） | 2 | | 校正：1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) ダストサンプラ | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表 9. 施設定期自主検査に係る維持管理（規定第 32 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="130 705 1299 1373"> <thead> <tr> <th>施設区分（※）</th> <th>設備等の区分</th> <th>検査種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>旧使用済燃料貯蔵タンク</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>旧破損燃料貯蔵タンク</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td>原子炉建屋</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設)</td> <td>14 諸文科科第 4706 号で許可を得た貯蔵能力 (200 リットルドラム缶換算で 1,000 本) が確保されていること。</td> </tr> <tr> <td>旧補機室</td> <td>管理区域として使用の必要が生じた場合に室としての健全性を確認するための必要な検査を事前に実施</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の付属施設</td> <td>原子炉室クレーン</td> <td>労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：廃止措置計画 添付書類 1 表 7 の記載を引用</p> | 施設区分（※） | 設備等の区分 | 検査種類 | 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 | 旧使用済燃料貯蔵タンク | 外観検査 | 旧破損燃料貯蔵タンク | 外観検査 | 原子炉格納施設 | 原子炉建屋 | 外観検査 | 原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設) | 14 諸文科科第 4706 号で許可を得た貯蔵能力 (200 リットルドラム缶換算で 1,000 本) が確保されていること。 | 旧補機室 | 管理区域として使用の必要が生じた場合に室としての健全性を確認するための必要な検査を事前に実施 | その他原子炉の付属施設 | 原子炉室クレーン | 労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認 | <p>表 8. 定期事業者検査に係る維持管理（規定第 30 条、第 32 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1353 720 2525 1520"> <thead> <tr> <th>施設区分（※1）</th> <th>設備等の区分</th> <th>検査種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>生体遮蔽コンクリート (充填コンクリート含む)</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設 (※2)(※4)</td> <td>サーベイ メータ</td> <td>表面汚染測定器（β線用）(※3) 空間線量率測定器（γ線用）</td> <td>日本産業規格に基づく校正の記録確認 同上</td> </tr> <tr> <td>その他の放射線測定装置</td> <td>ダストサンプラ</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>原子炉建屋外壁 原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設)</td> <td>外観検査 保管容量が確保されていることの確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専ら廃止措置期間中に供する施設</td> <td>自動火災報知設備</td> <td>消防法に基づく点検の記録確認</td> </tr> <tr> <td>消火ポンプ、消火器</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高圧受電設備</td> <td>電気事業法に基づく点検の記録確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：廃止措置計画 本文 表 5 の記載を引用 ※2：第 30 条の点検・校正の対象 ※3：検出限界値は線量限度告示に定められる管理区域に係る基準の 1/10（α線を放出しない放射性物質で 0.4 Bq/cm²）を超えないこと ※4：保有数量は以下の通り。 表面汚染測定器（β線用） 2 台 空間線量率測定器（γ線用） 2 台 ダストサンプラ 1 台</p> | 施設区分（※1） | 設備等の区分 | 検査種類 | 原子炉本体 | 生体遮蔽コンクリート (充填コンクリート含む) | 外観検査 | 放射線管理施設 (※2)(※4) | サーベイ メータ | 表面汚染測定器（β線用）(※3) 空間線量率測定器（γ線用） | 日本産業規格に基づく校正の記録確認 同上 | その他の放射線測定装置 | ダストサンプラ | 同上 | 原子炉格納施設 | 原子炉建屋外壁 原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設) | 外観検査 保管容量が確保されていることの確認 | 専ら廃止措置期間中に供する施設 | 自動火災報知設備 | 消防法に基づく点検の記録確認 | 消火ポンプ、消火器 | 同上 | 防火水槽 | 同上 | | 高圧受電設備 | 電気事業法に基づく点検の記録確認 | (1)(b)(c) ①1 (5) |
| 施設区分（※） | 設備等の区分 | 検査種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 | 旧使用済燃料貯蔵タンク | 外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 旧破損燃料貯蔵タンク | 外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉格納施設 | 原子炉建屋 | 外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設) | 14 諸文科科第 4706 号で許可を得た貯蔵能力 (200 リットルドラム缶換算で 1,000 本) が確保されていること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 旧補機室 | 管理区域として使用の必要が生じた場合に室としての健全性を確認するための必要な検査を事前に実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他原子炉の付属施設 | 原子炉室クレーン | 労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設区分（※1） | 設備等の区分 | 検査種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉本体 | 生体遮蔽コンクリート (充填コンクリート含む) | 外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射線管理施設 (※2)(※4) | サーベイ メータ | 表面汚染測定器（β線用）(※3) 空間線量率測定器（γ線用） | 日本産業規格に基づく校正の記録確認 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の放射線測定装置 | ダストサンプラ | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 原子炉格納施設 | 原子炉建屋外壁 原子炉室 (固体廃棄物の廃棄施設) | 外観検査 保管容量が確保されていることの確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専ら廃止措置期間中に供する施設 | 自動火災報知設備 | 消防法に基づく点検の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 消火ポンプ、消火器 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 防火水槽 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高圧受電設備 | 電気事業法に基づく点検の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|---------------------------------------|-------------------|---------|-------|---------|-------------|----------|----------------------|-----------------|-----------------------------------|-------------------|----------------------------------|------------------------------|----------|----------------|-----------|----|------|----|--------|------------------|--|-----------|------|--|-----------|--------|------|-------|------------|------|---------|-------|------|-------------------|---------|--------------------|-------------------|----------------|----|-------------|-----------|----|------|--|--|-----------------|-----------------------------------|----------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|----------|----------------|-----------|----|------|----|--------|------------------|------|--|--|---------------------|
| <p> 施行の時期は、付則ハ) に従う。 表 9. 施設定期自主検査に係る維持管理（規定第 3 2 条関係） </p> <table border="1" data-bbox="124 317 1299 926"> <thead> <tr> <th>施設区分 (※)</th> <th>設備等の区分</th> <th>検査種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>原子炉建屋</td> <td>建屋の外観検査</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の付属施設</td> <td>原子炉室クレーン</td> <td>労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専ら廃止措置期間中に供する施設</td> <td>第 4 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 1200 本)</td> <td>保管容量が確保されていることの確認</td> </tr> <tr> <td>第 5 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 600 本)</td> <td>保管容量が確保されていることの確認 建屋の外観検査</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>消防法に基づく点検の記録確認</td> </tr> <tr> <td>消火ポンプ、消火器</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>高圧受電設備</td> <td>電気事業法に基づく点検の記録確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所有権境界フェンス</td> <td>外観検査</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：廃止措置計画 添付書類 5 表 1 の記載を引用</p> | 施設区分 (※) | 設備等の区分 | 検査種類 | 原子炉格納施設 | 原子炉建屋 | 建屋の外観検査 | その他原子炉の付属施設 | 原子炉室クレーン | 労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認 | 専ら廃止措置期間中に供する施設 | 第 4 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 1200 本) | 保管容量が確保されていることの確認 | 第 5 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 600 本) | 保管容量が確保されていることの確認 建屋の外観検査 | 自動火災報知設備 | 消防法に基づく点検の記録確認 | 消火ポンプ、消火器 | 同上 | 防火水槽 | 同上 | 高圧受電設備 | 電気事業法に基づく点検の記録確認 | | 所有権境界フェンス | 外観検査 | <p> 施行の時期は、付則ハ) に従う。 表 8. 定期事業者検査に係る維持管理（規定第 3 0 条、第 3 2 条関係） </p> <table border="1" data-bbox="1359 317 2534 1356"> <thead> <tr> <th>施設区分 (※1)</th> <th>設備等の区分</th> <th>検査種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>生体遮蔽コンクリート</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>原子炉建屋</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設 (※2) (※4)</td> <td rowspan="2">サーベイメータ</td> <td>表面汚染測定器 (β線用) (※3)</td> <td>日本産業規格に基づく校正の記録確認</td> </tr> <tr> <td>空間線量率測定器 (γ線用)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>その他の放射線測定装置</td> <td>ダストサンプリング</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td><削除></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">専ら廃止措置期間中に供する施設</td> <td>第 4 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 1200 本)</td> <td>保管容量が確保されていることの確認 塗装の確認</td> </tr> <tr> <td>第 5 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 600 本)</td> <td>保管容量が確保されていることの確認 塗装の確認 建屋の外観検査</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>消防法に基づく点検の記録確認</td> </tr> <tr> <td>消火ポンプ、消火器</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>高圧受電設備</td> <td>電気事業法に基づく点検の記録確認</td> </tr> <tr> <td><削除></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p> ※1：廃止措置計画 本文 表 5 の記載を引用 ※2：第 3 0 条の点検・校正の対象 ※3：検出限界値は線量限度告示に定められる管理区域に係る基準の 1/10 (α線を放出しない放射性物質で 0.4 Bq/cm²) を超えないこと ※4：保有数量は以下の通り。 表面汚染測定器 (β線用) 2 台 空間線量率測定器 (γ線用) 2 台 ダストサンプリング 1 台 </p> | 施設区分 (※1) | 設備等の区分 | 検査種類 | 原子炉本体 | 生体遮蔽コンクリート | 外観検査 | 原子炉格納施設 | 原子炉建屋 | 外観検査 | 放射線管理施設 (※2) (※4) | サーベイメータ | 表面汚染測定器 (β線用) (※3) | 日本産業規格に基づく校正の記録確認 | 空間線量率測定器 (γ線用) | 同上 | その他の放射線測定装置 | ダストサンプリング | 同上 | <削除> | | | 専ら廃止措置期間中に供する施設 | 第 4 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 1200 本) | 保管容量が確保されていることの確認 塗装の確認 | 第 5 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 600 本) | 保管容量が確保されていることの確認 塗装の確認 建屋の外観検査 | 自動火災報知設備 | 消防法に基づく点検の記録確認 | 消火ポンプ、消火器 | 同上 | 防火水槽 | 同上 | 高圧受電設備 | 電気事業法に基づく点検の記録確認 | <削除> | | | <p>(1)(b)(c)(5)</p> |
| 施設区分 (※) | 設備等の区分 | 検査種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉格納施設 | 原子炉建屋 | 建屋の外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他原子炉の付属施設 | 原子炉室クレーン | 労働安全衛生法に基づく定期検査の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専ら廃止措置期間中に供する施設 | 第 4 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 1200 本) | 保管容量が確保されていることの確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 5 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 600 本) | 保管容量が確保されていることの確認 建屋の外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自動火災報知設備 | 消防法に基づく点検の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 消火ポンプ、消火器 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 防火水槽 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高圧受電設備 | 電気事業法に基づく点検の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所有権境界フェンス | 外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設区分 (※1) | 設備等の区分 | 検査種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉本体 | 生体遮蔽コンクリート | 外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉格納施設 | 原子炉建屋 | 外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射線管理施設 (※2) (※4) | サーベイメータ | 表面汚染測定器 (β線用) (※3) | 日本産業規格に基づく校正の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 空間線量率測定器 (γ線用) | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の放射線測定装置 | ダストサンプリング | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <削除> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専ら廃止措置期間中に供する施設 | 第 4 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 1200 本) | 保管容量が確保されていることの確認 塗装の確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 5 倉庫 (保管容量: 200L ドラム缶換算 600 本) | 保管容量が確保されていることの確認 塗装の確認 建屋の外観検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自動火災報知設備 | 消防法に基づく点検の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 消火ポンプ、消火器 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 防火水槽 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高圧受電設備 | 電気事業法に基づく点検の記録確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <削除> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | | | 変更の理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--------------------------------------|----------|------------|--------------|------------------------------|------|----------------------------------|------|---------------------------------|-----|-------------------|------------------------|--|-------------------------------|--------|------------------------|-----------------------------------|--------|-------------|-------|--|-----------------|---------------|----------------------------|---------------------------|-------|--------------|----------------------------|------------------|--|-----|------|------------------------|-------|--------------------|------------------|----------------------------------|------|---------------------------------------|------|-----------------------------------|------|---------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|------|---------------|----------------------------|--|--|--|------|---------|------|--------------|-------------------------|--|--|--|--|------------|--------------------------------|--|---|-------|----------------------|--|-----------|--|--|--|--|--------|-------|--------------------|--|--|---|-----------------|---|--|--|--|--|------|--|----------------------|--|
| <p>表 10. 記録（規定第 4 2 条関係）</p> <p>(1) 保安に関する記録（試験炉規則第 6 条に基づく記録）</p> | <p>表 9. 記録（規定第 4 2 条関係）</p> <p>保安に関する記録（規則第 6 条に基づく記録）</p> | | | <p>(1)(a)(b)(c)(5)</p> <p>⑩⑪1, ⑩⑪2</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項及び関係条文</th> <th>記録の頻度</th> <th>記録の名称</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HTR 品質保証計画の策定・改定 (第 5 条、第 10 条関係)</td> <td>策定・改定のつど</td> <td>HTR 品質保証計画</td> <td>次の改定実施後 3 年間</td> </tr> <tr> <td>保安・品質保証教育計画・実施 (第 12 条関係)</td> <td>そのつど</td> <td>保安・品質保証教育実施計画書 保安・品質保証教育実施報告書</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者の放射線被ばく経歴 (第 16 条関係)</td> <td>就業時</td> <td>放射線業務従事者名簿 (被ばく歴)</td> <td>原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまで</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者の各 1 月間、各 3 月間、1 年間の実効線量 (第 20、第 21、第 22 条関係)</td> <td>毎月 1 回、 3 月 1 回、 毎年 1 回</td> <td>個人管理記録</td> <td>原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまで</td> </tr> <tr> <td>管理区域等における外部放射線線量当量率 (第 25 条関係)</td> <td>毎週 1 回</td> <td>放射線管理記録 (1)</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>放射性固体廃棄物の処理 (封入、保管、汚染防止) (第 27 条関係)</td> <td>廃棄、処理 (封入等) のつど</td> <td>放射性固体廃棄物の処理記録</td> <td>廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで</td> </tr> <tr> <td>放射性固体廃棄物の搬出 (第 28 条関係)</td> <td>搬出のつど</td> <td>放射性固体廃棄物搬出記録</td> <td>廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで</td> </tr> <tr> <td>巡視 (第 29 条関係)</td> <td></td> <td>巡視表</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>施設定期自主検査 (第 32 条関係)</td> <td>検査のつど</td> <td>施設定期自主検査記録 (1)、(2)</td> <td>同一事項に関する次の検査の時まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設の修理・改造等の計画・実施 (第 35 条関係)</td> <td>そのつど</td> <td>HTR 施設等修理・改造計画書、 HTR 施設等修理・改造実施報告書</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>廃止措置に係る工事の計画・実施 (第 35 条の 2 関係)</td> <td>そのつど</td> <td>廃止措置に係る工事計画書、 廃止措置に係る工事実施報告書</td> <td>廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設の事故時記録 (第 37、第 38、第 39 条関係)</td> <td>そのつど</td> <td>原子炉施設事故時点検報告書</td> <td>廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで</td> </tr> </tbody> </table> | 記録事項及び関係条文 | 記録の頻度 | 記録の名称 | 保存期間 | HTR 品質保証計画の策定・改定 (第 5 条、第 10 条関係) | 策定・改定のつど | HTR 品質保証計画 | 次の改定実施後 3 年間 | 保安・品質保証教育計画・実施 (第 12 条関係) | そのつど | 保安・品質保証教育実施計画書 保安・品質保証教育実施報告書 | 3 年間 | 放射線業務従事者の放射線被ばく経歴 (第 16 条関係) | 就業時 | 放射線業務従事者名簿 (被ばく歴) | 原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまで | 放射線業務従事者の各 1 月間、各 3 月間、1 年間の実効線量 (第 20、第 21、第 22 条関係) | 毎月 1 回、 3 月 1 回、 毎年 1 回 | 個人管理記録 | 原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまで | 管理区域等における外部放射線線量当量率 (第 25 条関係) | 毎週 1 回 | 放射線管理記録 (1) | 10 年間 | 放射性固体廃棄物の処理 (封入、保管、汚染防止) (第 27 条関係) | 廃棄、処理 (封入等) のつど | 放射性固体廃棄物の処理記録 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | 放射性固体廃棄物の搬出 (第 28 条関係) | 搬出のつど | 放射性固体廃棄物搬出記録 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | 巡視 (第 29 条関係) | | 巡視表 | 1 年間 | 施設定期自主検査 (第 32 条関係) | 検査のつど | 施設定期自主検査記録 (1)、(2) | 同一事項に関する次の検査の時まで | 原子炉施設の修理・改造等の計画・実施 (第 35 条関係) | そのつど | HTR 施設等修理・改造計画書、 HTR 施設等修理・改造実施報告書 | 1 年間 | 廃止措置に係る工事の計画・実施 (第 35 条の 2 関係) | そのつど | 廃止措置に係る工事計画書、 廃止措置に係る工事実施報告書 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | 原子炉施設の事故時記録 (第 37、第 38、第 39 条関係) | そのつど | 原子炉施設事故時点検報告書 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> <th>HTR 保安規定関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 試験研究用等原子炉施設の施設管理に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 規則第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施のつど</td> <td>HTR 施設等の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間</td> <td>第 29 条 (巡視) 第 30 条 (点検) 第 31 条 (原子炉施設の浸水時の措置) 第 35 条の 2 (工事等)</td> </tr> <tr> <td>ハ 規則第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>検査のつど</td> <td>同一事項に関する次の検査のときまでの期間</td> <td>第 28 条の 7 (施設管理実施計画の実施) 第 32 条 (定期事業者検査) 第 33 条 (HTR 施設等の異常発見時の措置)</td> </tr> <tr> <td>四 放射線管理記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 原子炉本体 (法律第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、使用済燃料の貯蔵施設 (法律第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎週 1 回</td> <td>10 年間</td> <td>第 25 条 (線量当量率等の測定)</td> </tr> <tr> <td>ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量</td> <td>一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごと一回、一月間の線量にあつては一月ごと一回</td> <td>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</td> <td>第 22 条 (線量の通知等)</td> </tr> <tr> <td>ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量</td> <td>原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回 (上欄に掲げる当該一年間以降に限る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</td> <td>その都度</td> <td></td> <td>第 21 条 (緊急作業に係る線量限度)</td> </tr> </tbody> </table> | | | 記録事項 | 記録すべき場合 | 保存期間 | HTR 保安規定関係条文 | 一 試験研究用等原子炉施設の施設管理に係る記録 | | | | ロ 規則第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 | 施設管理の実施のつど | HTR 施設等の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間 | 第 29 条 (巡視) 第 30 条 (点検) 第 31 条 (原子炉施設の浸水時の措置) 第 35 条の 2 (工事等) | ハ 規則第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 | 検査のつど | 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 | 第 28 条の 7 (施設管理実施計画の実施) 第 32 条 (定期事業者検査) 第 33 条 (HTR 施設等の異常発見時の措置) | 四 放射線管理記録 | | | | イ 原子炉本体 (法律第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、使用済燃料の貯蔵施設 (法律第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 | 毎週 1 回 | 10 年間 | 第 25 条 (線量当量率等の測定) | ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量 | 一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごと一回、一月間の線量にあつては一月ごと一回 | 記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 | 第 22 条 (線量の通知等) | ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量 | 原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回 (上欄に掲げる当該一年間以降に限る。) | | | ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 | その都度 | | 第 21 条 (緊急作業に係る線量限度) | |
| 記録事項及び関係条文 | 記録の頻度 | 記録の名称 | 保存期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| HTR 品質保証計画の策定・改定 (第 5 条、第 10 条関係) | 策定・改定のつど | HTR 品質保証計画 | 次の改定実施後 3 年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保安・品質保証教育計画・実施 (第 12 条関係) | そのつど | 保安・品質保証教育実施計画書 保安・品質保証教育実施報告書 | 3 年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射線業務従事者の放射線被ばく経歴 (第 16 条関係) | 就業時 | 放射線業務従事者名簿 (被ばく歴) | 原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射線業務従事者の各 1 月間、各 3 月間、1 年間の実効線量 (第 20、第 21、第 22 条関係) | 毎月 1 回、 3 月 1 回、 毎年 1 回 | 個人管理記録 | 原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理区域等における外部放射線線量当量率 (第 25 条関係) | 毎週 1 回 | 放射線管理記録 (1) | 10 年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射性固体廃棄物の処理 (封入、保管、汚染防止) (第 27 条関係) | 廃棄、処理 (封入等) のつど | 放射性固体廃棄物の処理記録 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 放射性固体廃棄物の搬出 (第 28 条関係) | 搬出のつど | 放射性固体廃棄物搬出記録 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 巡視 (第 29 条関係) | | 巡視表 | 1 年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設定期自主検査 (第 32 条関係) | 検査のつど | 施設定期自主検査記録 (1)、(2) | 同一事項に関する次の検査の時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉施設の修理・改造等の計画・実施 (第 35 条関係) | そのつど | HTR 施設等修理・改造計画書、 HTR 施設等修理・改造実施報告書 | 1 年間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止措置に係る工事の計画・実施 (第 35 条の 2 関係) | そのつど | 廃止措置に係る工事計画書、 廃止措置に係る工事実施報告書 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子炉施設の事故時記録 (第 37、第 38、第 39 条関係) | そのつど | 原子炉施設事故時点検報告書 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記録事項 | 記録すべき場合 | 保存期間 | HTR 保安規定関係条文 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 試験研究用等原子炉施設の施設管理に係る記録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 規則第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 | 施設管理の実施のつど | HTR 施設等の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間 | 第 29 条 (巡視) 第 30 条 (点検) 第 31 条 (原子炉施設の浸水時の措置) 第 35 条の 2 (工事等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 規則第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 | 検査のつど | 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 | 第 28 条の 7 (施設管理実施計画の実施) 第 32 条 (定期事業者検査) 第 33 条 (HTR 施設等の異常発見時の措置) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四 放射線管理記録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 原子炉本体 (法律第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、使用済燃料の貯蔵施設 (法律第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 | 毎週 1 回 | 10 年間 | 第 25 条 (線量当量率等の測定) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により試験研究用等原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量 | 一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごと一回、一月間の線量にあつては一月ごと一回 | 記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 | 第 22 条 (線量の通知等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量 | 原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回 (上欄に掲げる当該一年間以降に限る。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 | その都度 | | 第 21 条 (緊急作業に係る線量限度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | | | 変更の理由 |
|--|--|--------------------------|------------------------------|---|
| | ト 放射線業務従事者が当該業務に従就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 | その者が当該業務に就く時 | | 第 16 条（管理区域の出入管理） |
| | リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 | 廃棄、処理（封入等）のつど | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | 第 27 条（放射性固体廃棄物の管理） 第 28 条（放射性固体廃棄物の搬出等） |
| | ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 | | | |
| | ル 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 | 防止及び除去のつど | 1 年間 | 第 17 条（汚染の除去） 第 26 条（線量当量率等測定により異常を認めた場合の措置） |
| | 六 試験研究用等原子炉施設等の事故記録 | | | |
| | イ 事故の発生及び復旧の日時 | そのつど | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | 第 37 条（放射線事故時の処置） |
| | ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 | そのつど | | 第 38 条（火災時の処置） |
| | ハ 事故の原因 | そのつど | | 第 39 条（地震時等の処置） |
| | ニ 事故後の処置 | そのつど | | 第 41 条（盗取、進入時の処置） |
| | 八 保安教育の記録 | | | |
| | イ 保安教育の実施計画 | 策定のつど | 3 年間 | 第 12 条（保安・品質保証教育） |
| | ロ 保安教育の実施日時及び項目 | 実施のつど | | |
| | ハ 保安教育を受けた者の氏名 | 実施のつど | | |
| | 九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称 | 廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度 | 廃止措置が完了し、原子力規制委員会の確認を受けるまで | 第 35 条の 2（工事等） |
| | 十一 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） | 当該文書又は記録の作成又は変更のつど | 当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間 | 第 11 条（品質マネジメントシステム計画） |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | | | | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | | 変更の理由 | |
|---|---------|------------------------|------------------|------------------------------------|--|-------|----------|
| (2) 保安規定遵守状況に関する記録 | | | | <削除> | | (5) | |
| 記録事項及び関係条文 | 記録の頻度 | 記録の名称 | 保存期間 | | | | |
| 保安検査の結果 (炉規法第 37 条第 5 項) | 検査のつど | 保安規定の遵守状況の検査結果通知 | 同一事項に関する次の検査の時まで | | | | |
| HTR 保安管理要領の改定 (第 5 条関係) | 改定のつど | HTR 保安管理要領 | 次の改定実施まで | | | | |
| HTR 安全委員会 (第 9 条関係) | そのつど | HTR 安全委員会 議事録 | 10 年間 | | | | |
| 品質保証活動 (王禅寺センタ連絡会議、マネジメントレビュー、内部監査結果) (第 11 条関係) | 実施のつど | 王禅寺センタ連絡会議 議事録等 | 次の実施後 3 年間 | | | | |
| 保安訓練計画・実施 (第 13 条関係) | 毎年 1 回 | 保安訓練計画書 保安訓練実施報告書 | 3 年間 | | | | |
| 区域の設定 (第 14 条関係) | そのつど | 区域設定・解除 (伺/許可書) | 3 年間 | | | | |
| 所有権境界内の状況 (第 15 条の 2 関係) | | 巡視表 | 1 年間 | | | | 付則 □) |
| 放射線業務従事者の 管理区域出入管理 (第 16 条関係) | そのつど | 管理区域立入記録 (放射線業務従事者) | 3 年間 | | | | |
| 管理区域の鍵貸出管理 (第 16 条関係) | そのつど | 管理区域鍵貸出記録 | 3 年間 | | | | |
| 一時立入者の 管理区域出入管理 (第 16、第 22 条関係) | 立入のつど | 管理区域一時立入許可記録 | 3 年間 | | | | |
| 放射線業務従事者の汚染管理 (第 17 条関係) | そのつど | 管理区域立入記録 (放射線業務従事者) | 3 年間 | | | | |
| 物品の持出制限 (第 18 条関係) | そのつど | 持出物品汚染検査記録 | 3 年間 | | | | |
| 放射線作業計画・実施 (24 条関係) | そのつど | 放射線作業計画書 放射線作業実施報告書 | 3 年間 | | | | |
| 放射線作業の異常に係る措置 (24 条関係) | そのつど | 異常・故障報告書 | 3 年間 | | | | |
| 管理区域等における外部放射線 線量当量率、表面密度 (第 25 条関係) | 毎月 1 回 | 放射線管理記録 (2) | 10 年間 | | | | |
| 外部放射線等の測定値異常に係る措置 (第 26 条関係) | そのつど | 異常・故障報告書 | 3 年間 | | | | |
| 放射性固体廃棄物容器の 腐食点検 (第 27 条関係) | 2 年 1 回 | 廃棄物容器総点検記録 | 次の点検実施まで | | | | |
| 点検 (第 30 条関係) | 毎週 1 回 | 点検表 | 1 年間 | | | | |
| 原子炉室の浸水時の措置 (第 31 条関係) | そのつど | 浸水時の措置記録 | 1 年間 | 付則 □) | | | |
| HTR 施設等の異常発見時の措置 (第 33 条関係) | そのつど | 異常・故障報告書 | 1 年間 | | | | |
| 放射線測定器の異常発見時の措置 (第 34 条関係) | そのつど | 異常・故障報告書 | 1 年間 | | | | |

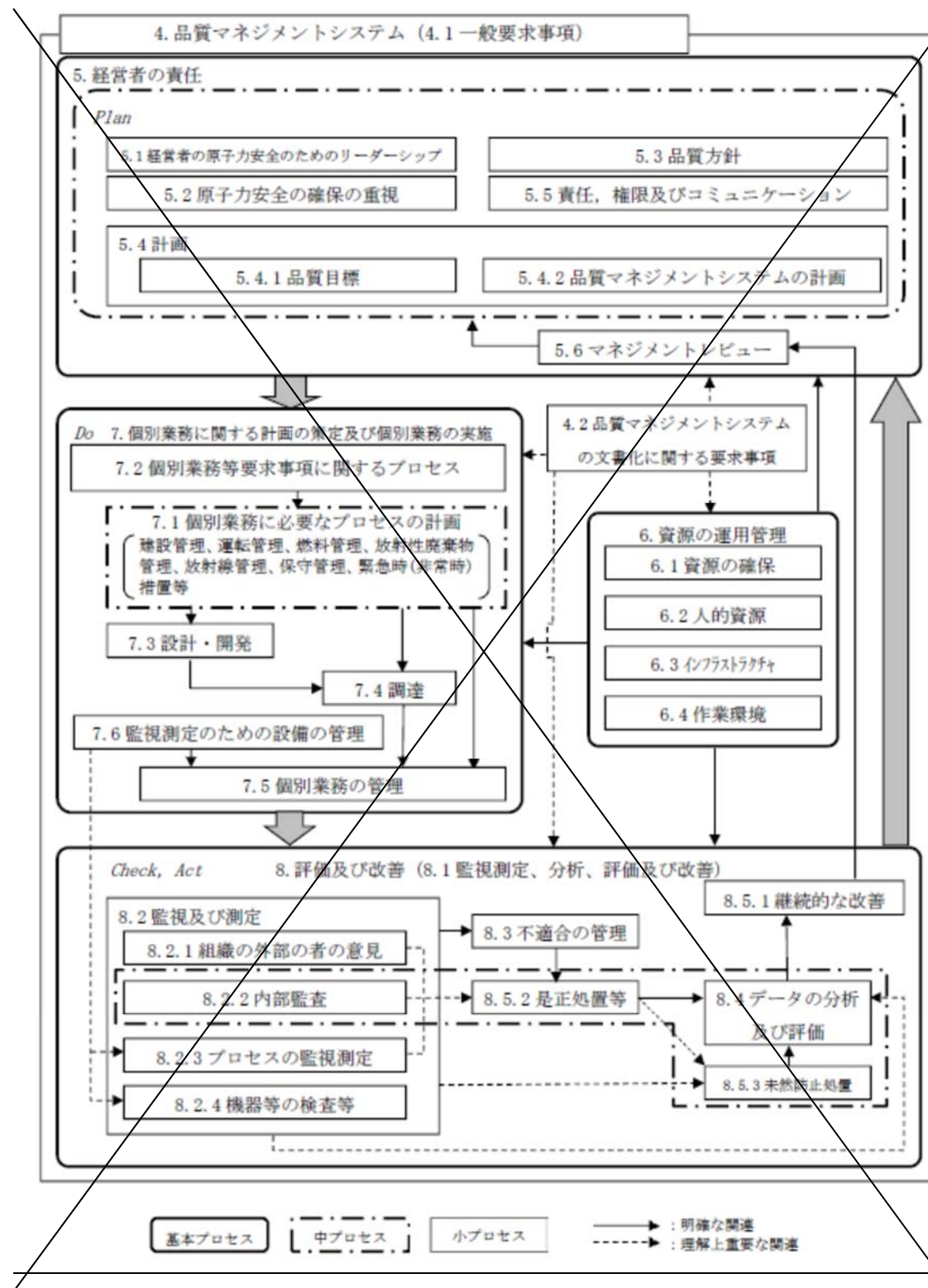
| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|--------------------------------------|
| | <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>【品質マネジメントシステム計画】</u></p> | 試験炉規則第十五条第 2 項第二号並びに第三号の記載事項により新設(②) |
| | <p><u>1.目的</u></p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、HTR 施設等の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、HTR 施設等における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。</p> | ②1-1 ②1-2 |
| | <p><u>2.適用範囲</u></p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、HTR 施設等の保安活動に適用する。</p> | ②1-2 |
| | <p><u>3.定義</u></p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) <u>原子炉施設</u> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23 条第 2 項第 5 号に規定する試験研究用等原子炉施設をいう。</p> | ②1-1 |
| | <p><u>4. 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>HTR 施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>HTR 施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、HTR 施設等に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</u></p> <p>(4) <u>保安管理組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確</u></p> | ②1-2 ②1-3 ②1-4 |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|-------|
| | <p>にする。</p> <p>b) <u>プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図 1 のとおりとする。</u></p> <p>c) <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</u> <u>この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第 5 条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含める。</u></p> <p>d) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e) <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u></p> <p>g) <u>プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p>h) <u>原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> | |

現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可）

変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。]

変更の理由



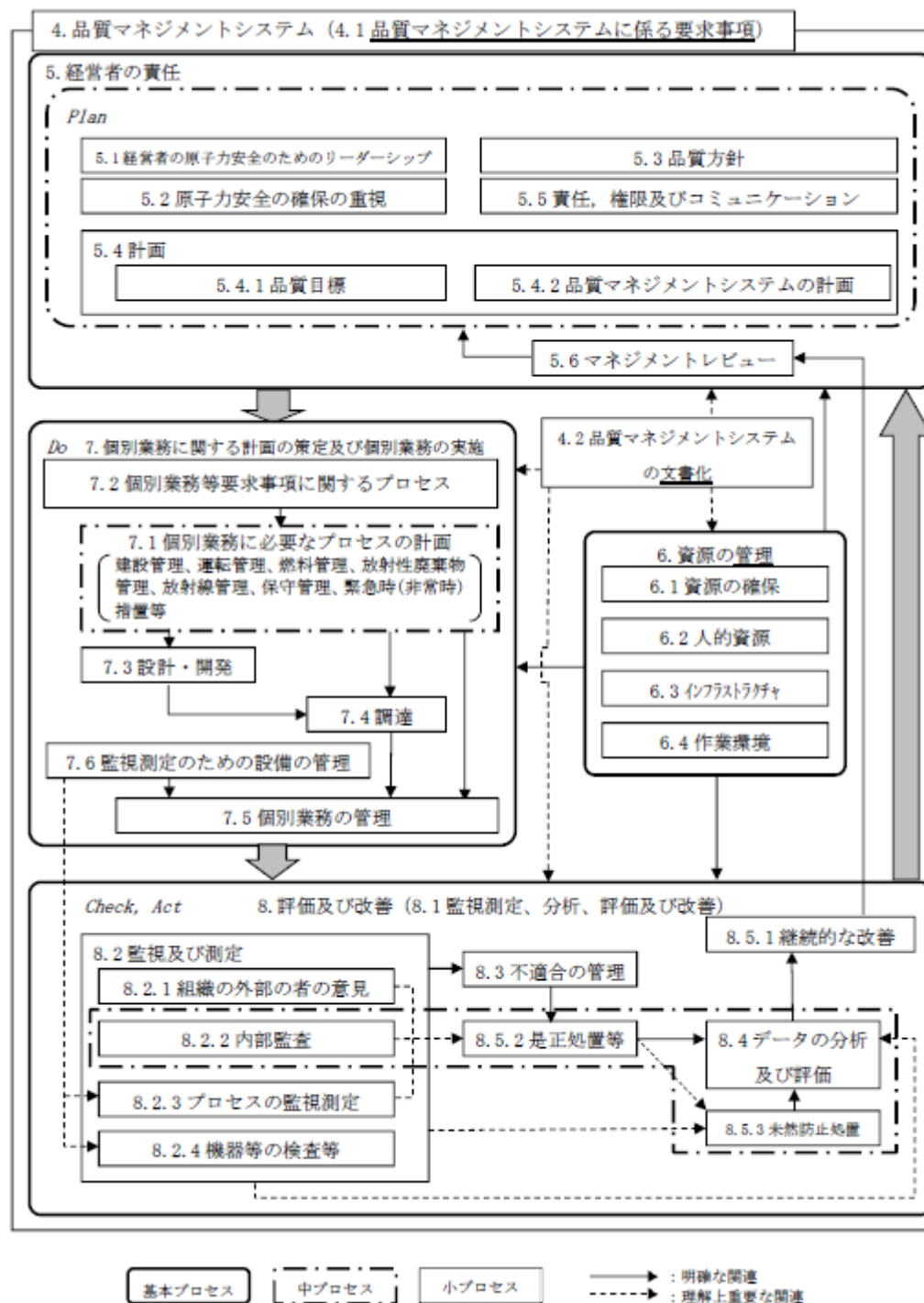


図 1 品質マネジメントシステムのプロセス関連図

- (5) 保安全管理組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。
- (6) 保安全管理組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 保安全管理組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

保安管理組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図 2、表 1 に示す。

- (1) 品質方針及び品質目標
- (2) 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）
- (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書
- (4) 品質管理基準規則が要求する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

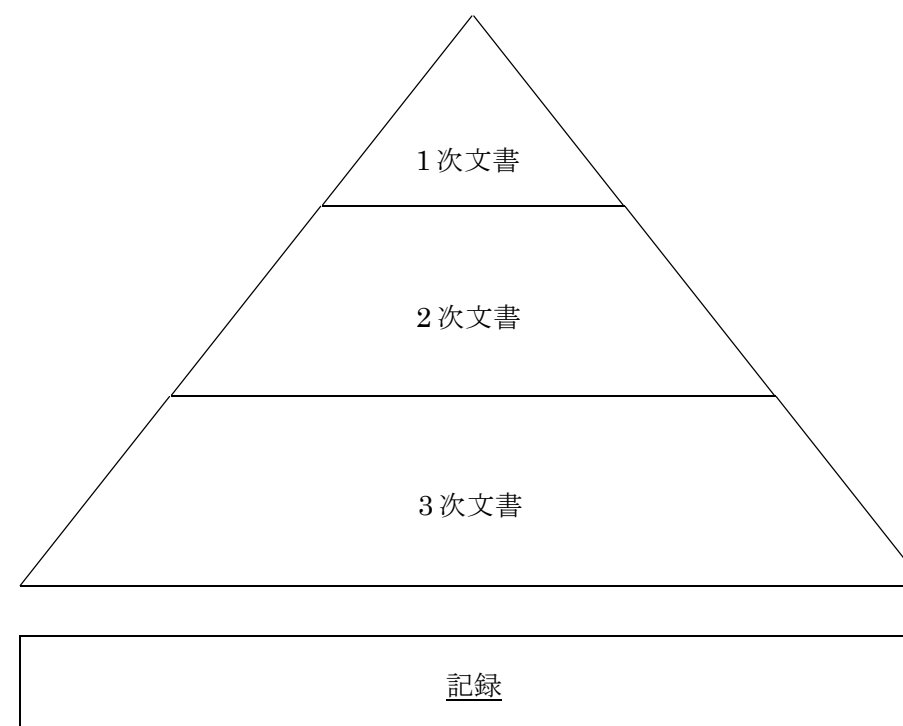


図 2 品質マネジメントシステム文書体系図

表 1 品質マネジメントシステム文書体系

| | 文書名 |
|-------------|--|
| 1次文書 | HTR保安規定 品質マネジメントシステム計画 |
| 2次文書 | 品質方針(4.2.1(1)) |
| | 品質目標(4.2.1(1)) |
| | HTR品質マニュアル(4.2.1(2)) |
| 3次文書 (*) | 4.2.1(3)に関する文書 |
| | 4.2.1(4)として文書・記録に関する手順書 |
| | 4.2.1(4)として不適合管理、是正処置等および未然防止処置に関する手順書 |
| | 4.2.1(4)として内部監査に関する手順書 |

*：具体的な文書名は文書・記録に関する手順書であるHTR文書作成・管理規準に記載

②2
②1-5
②1-2
②1-3

③1

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|---|
| | <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>保安管理組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</u></p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p>(2) <u>保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p>(3) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>(4) <u>品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p>(5) <u>プロセスの相互の関係</u></p> | <p>②2</p> <p>②1-5</p> <p>②1-2</p> |
| | <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) <u>保安管理組織は、品質マネジメント文書を管理する。</u></p> <p><u>これには次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</u></p> <p>b) <u>文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</u></p> <p>d) <u>品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</u></p> <p>e) <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</u></p> <p>g) <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</u></p> <p>h) <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</u></p> | <p>②2</p> <p>②1-5</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安管理組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理</u></p> | <p>②2</p> <p>②1-5</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|--|---|-------------------------------|
| | <p><u>の方法を定めた手順書等を作成する。</u></p> | |
| | <p>5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ <u>社長事業所の長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を事業所の長に委任し実施させるすることによつて実証する。</u> (1) <u>品質方針を定める。</u> (2) <u>品質目標が定められているようにする。</u> (3) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</u> (4) <u>5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施する。</u> (5) <u>資源が利用できる体制を確保する。</u> (6) <u>関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。</u> (7) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u> (8) <u>すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> | <p>②1-2 ②1-3</p> |
| | <p>5.2 原子力安全の確保の重視 <u>事業所の長は、保安管理組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> | <p>②1-2 ②1-3</p> |
| | <p>5.3 品質方針 <u>事業所の長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</u> <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u> (1) <u>組織の目的及び状況に対して適切なものである。</u> (2) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に事業所の長が責任を持って関与する。</u> (3) <u>品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。</u> (4) <u>要員に周知され、理解されている。</u> (5) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に事業所の長が責任を持って関与する。</u></p> | <p>②1-2 ②1-3 ②1-5</p> |
| | <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) <u>事業所の長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。また、品質目標には、達成す</u></p> | <p>②1-2 ②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|----------------------|
| | <p><u>るための計画として次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>実施事項</u> b) <u>必要な資源</u> c) <u>責任者</u> d) <u>実施事項の完了時期</u> e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) <u>事業所の長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</u></p> | ②1-5 |
| | <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p>(1) <u>事業所の長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u></p> <p>(2) <u>事業所の長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u> <u>この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> | ②1-2 ②1-3 ②1-5 |
| | <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p><u>社長は、事業所の長に事業所の長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて組織内の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> | ②1-2 ②1-3 ②1-5 |
| | <p><u>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</u></p> <p><u>事業所の長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</u></p> <p>(1) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</u></p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について事業所の長に報告する。</u></p> <p>(3) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての</u></p> | ②1-2 ②1-3 |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|-------------------------|
| | <p><u>認識が向上するようにする。</u></p> <p>(4) <u>関係法令を遵守する。</u></p> | |
| | <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>事業所の長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>a) <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されるようにする。</u></p> <p>b) <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</u></p> <p>c) <u>個別業務の実施状況に関する評価を行う。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的にHTR施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。</u></p> | <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p><u>社長及び事業所の長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p><u>仕組みとして、以下の会議等を設置する。</u></p> <p>(1) <u>王禅寺センタ連絡会（1回／3月以上）</u></p> <p>(2) <u>HTR安全委員会</u></p> <p>(3) <u>マネジメントレビュー</u></p> | <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p><u>事業所の長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> | <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|---|
| | <p><u>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</u> <u>保安管理組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p> <p>(1) <u>内部監査の結果</u> (2) <u>組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u> (3) <u>プロセスの運用状況</u> (4) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査など」という。）並びに自主検査等の結果</u> (5) <u>品質目標の達成状況</u> (6) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u> (7) <u>関係法令の遵守状況</u> (8) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合そのほかの事象から得られた教訓を含む。）</u> (9) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u> (10) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u> (11) <u>部門又は要員からの改善のための提案</u> (12) <u>資源の妥当性</u> (13) <u>保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u></p> | <p>②1-2 ②1-3 ②1-5</p> |
| | <p><u>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</u> b) <u>個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (3) <u>保安管理組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p> | <p>②1-2 ②1-3 ②1-5 ②1</p> |
| | <p><u>6. 資源の管理</u> <u>6.1 資源の確保</u> <u>保安管理組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</u></p> | <p>②1-2 ②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|------------------------------|
| | (1) <u>要員</u> (2) <u>個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</u> (3) <u>作業環境</u> (4) <u>その他必要な資源</u> | |
| | <u>6.2 人的資源</u> <u>6.2.1 一般</u> (1) <u>保安全管理組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</u> <u>この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。</u> (2) <u>保安全管理組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u> a) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</u> b) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）を講ずる。</u> c) <u>教育訓練その他の措置の実効性を評価する。</u> d) <u>要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</u> (a) <u>品質目標の達成に向けた自らの貢献</u> (b) <u>品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u> (c) <u>原子力安全に対する当該個別業務の重要性</u> e) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u> | ②1-2 ②1-3 |
| | <u>6.3 インフラストラクチャ</u> <u>保安全管理組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連する手順書等にて明確にし、提供し、維持する。</u> | ②1-2 ②1-3 ②1-5 |
| | <u>6.4 作業環境</u> <u>保安全管理組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連する手順書等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</u> | ②2 ②1-2 ②1-3 ②1-5 |
| | <u>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u> <u>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u> (1) <u>保安全管理組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</u> <u>この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。</u> | ②1-2 ②1-3 ②1-5 ②1-4 |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|-------------------------------------|
| | <p>(2) <u>保安管理組織は、(1)の計画（計画を変更する場合を含む。）と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a）と同じ。）</u></p> <p>b) <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p>c) <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p>d) <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p>e) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) <u>保安管理組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものと</u> <u>する。</u></p> | |
| | <p><u>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p><u>保安管理組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</u></p> <p>(1) <u>組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>関係法令</u></p> <p>(3) <u>a)(1)(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p><u>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p>a) <u>当該個別業務等要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。</u></p> <p>c) <u>組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安管理組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|--|
| | <p><u>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</u> <u>保安管理組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、以下の事項を含む実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</u> (1) <u>組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</u> (2) <u>予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u> (3) <u>原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法</u> (4) <u>原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> | <p>②1-4 ②1-2 ②1-3</p> |
| | <p><u>7.3 設計・開発</u> <u>7.3.1 設計開発計画</u> (1) <u>保安管理組織は、設計開発（専ら HTR 施設等において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</u> <u>この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のための重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を含める。</u> (2) <u>保安管理組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u> a) <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> b) <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u> c) <u>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u> d) <u>設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u> (3) <u>保安管理組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u> (4) <u>保安管理組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> | <p>②1-4 ②1-2 ②1-3</p> |
| | <p><u>7.3.2 設計開発に用いる情報</u> (1) <u>保安管理組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u> a) <u>機能及び性能に係る要求事項</u> b) <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u> c) <u>関係法令</u> d) <u>その他設計開発に必要な要求事項</u> (2) <u>保安管理組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> | <p>②1-4 ②1-2 ②1-3 ②1-5</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|---|
| | <p><u>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) <u>設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。</u></p> <p>b) <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。</u></p> <p>c) <u>合否判定基準を含むものである。</u></p> <p>d) <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |
| | <p><u>7.3.4 設計開発レビュー</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</u></p> <p>a) <u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</u></p> <p>b) <u>設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p><u>7.3.5 設計開発の検証</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p><u>7.3.6 設計開発の妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</u></p> <p><u>この妥当性確認は、HTR施設等の設置後でなければ実施することができない場合は、当該HTR施設等の使用を開始する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|--|
| | <p><u>発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>保安全管理組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> | |
| | <p><u>7.3.7 設計開発の変更の管理</u></p> <p>(1) <u>保安全管理組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安全管理組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p> <p>(3) <u>保安全管理組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が H T R 施設等に及ぼす影響の評価（当該 H T R 施設等を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</u></p> <p>(4) <u>保安全管理組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p><u>7.4 調達</u></p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u></p> <p>(1) <u>保安全管理組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品など等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p>(2) <u>保安全管理組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(3) <u>保安全管理組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p>(4) <u>保安全管理組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p>(5) <u>保安全管理組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安全管理組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（H T R 施設等の保安に係る者ものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>⑱</p> |
| | <p><u>7.4.2 調達物品等要求事項</u></p> <p>(1) <u>保安全管理組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|-------------------------------------|
| | <p>a) <u>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u></p> <p>b) <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></p> <p>c) <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>d) <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品、不正品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</u></p> <p>e) <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) <u>保安管理組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> | <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |
| | <p><u>7.4.3 調達物品等の検証</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p><u>7.5 個別業務の管理</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p><u>保安管理組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p>(1) <u>以下の事項を含むHTR施設等の保安のために必要な情報が利用できる体制にある。</u></p> <p>a) <u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u></p> <p>b) <u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>(2) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</u></p> <p>(3) <u>当該個別業務に見合う設備を使用している。</u></p> <p>(4) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</u></p> <p>(5) <u>8.2.3に基づき監視測定を実施している。</u></p> <p>(6) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</u></p> <p><u>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定で</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|--|---|
| | <p>は当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、<u>妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安管理組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p>a) <u>当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p> | |
| | <p><u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |
| | <p><u>7.5.4 組織の外部の者の物品</u></p> <p><u>保安管理組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |
| | <p><u>7.5.5 調達物品の管理</u></p> <p><u>保安管理組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別標示、取り扱い、<u>放送包装</u>、保管及び保護を含む。）する。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |
| | <p><u>7.6 監視測定のための設備の管理</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠につ</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|---|
| | <p><u>いて記録する方法）により校正又は検証がなされている。</u></p> <p>b) <u>校正の状態が明確になるよう、識別されている。</u></p> <p>c) <u>所要の調整がなされている。</u></p> <p>d) <u>監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</u></p> <p>e) <u>取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</u></p> <p>(4) <u>保安管理組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p>(5) <u>保安管理組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p>(6) <u>保安管理組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(7) <u>保安管理組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> | |
| | <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</u> <u>このプロセスには、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |
| | <p>8.2 <u>監視及び測定</u></p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、監視測定の一環として、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |
| | <p>8.2.2 <u>内部監査</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|--|--|---|
| | <p>(4) <u>保安全管理組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>保安全管理組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>保安全管理組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が事業所の長に直接報告する権限を含める。</u></p> <p>(7) <u>保安全管理組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>保安全管理組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> | |
| | <p><u>8.2.3 プロセスの監視測定</u></p> <p>(1) <u>保安全管理組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。</u></p> <p><u>監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の実施時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</u></p> <p>(2) <u>保安全管理組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) <u>保安全管理組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p>(4) <u>保安全管理組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(5) <u>保安全管理組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②3</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |
| | <p><u>8.2.4 機器等の検査等</u></p> <p>(1) <u>保安全管理組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安全管理組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める)を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>保安全管理組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定するこ</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> <p>②1</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後 [下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。] | 変更の理由 |
|--|---|---|
| | <p><u>とができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安全管理組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>保安全管理組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</u></p> <p>(6) <u>保安全管理組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</u></p> | |
| | <p><u>8.3 不適合の管理</u></p> <p>(1) <u>保安全管理組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安全管理組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む）並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</u></p> <p>(3) <u>保安全管理組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。</u></p> <p>c) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</u></p> <p>d) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</u></p> <p>(4) <u>保安全管理組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(5) <u>保安全管理組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) <u>保安全管理組織は、HTR施設等の保安の向上を図る観点から、手順書等に定める公開基準に従い、当社ホームページに登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> | <p>②1-4 ②1-2 ②1-3 ②1-5 ⑱2</p> <p>⑳1, ⑳2</p> |
| | <p><u>8.4 データの分析及び評価</u></p> <p>(1) <u>保安全管理組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよび及びそ</u></p> | <p>②1-4 ②1-2 ②1-3 ②1-5 ②1</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|--|---|---|
| | <p>れ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) <u>保安管理組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c) <u>機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</u></p> <p>d) <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p> | |
| | <p>8.5 <u>評価及び改善</u></p> <p>8.5.1 <u>継続的な改善</u></p> <p><u>保安管理組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> |
| | <p>8.5.2 <u>是正処置等</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、個々の不適合その他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</u></p> <p>(a) <u>不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</u></p> <p>・ <u>不適合その他の事象の分析には、以下の事項を含む。</u></p> <p>① <u>情報の収集、整理</u></p> <p>② <u>技術的、人的及び組織的側面等の考慮</u></p> <p>・ <u>当該不適合の原因の明確化には、必要に応じて以下の事項を含める。</u></p> <p>① <u>日常業務のマネジメント</u></p> <p>② <u>安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理</u></p> <p>(b) <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>b) <u>必要な是正処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>c) <u>講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>d) <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(5.6.2(13))と同じ。)を変更する。</u></p> <p>e) <u>必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f) <u>原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</u></p> <p>g) <u>講じたすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</u></p> <p>(3) <u>保安管理組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> |

| 現行（認可番号：原規規発第 2009245 号 令和 2 年 9 月 24 日認可） | 変更後〔下線箇所は変更の箇所を、二重下線箇所は補正の箇所を示す。〕 | 変更の理由 |
|--|--|---|
| | <p><u>似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</u></p> | |
| | <p><u>8.5.3 未然防止処置</u></p> <p>(1) <u>保安管理組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集・活用し、自らの組織で起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉事業者等と共有することを含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査する。</u></p> <p>b) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>d) <u>講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>e) <u>講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安管理組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p> | <p>②1-4</p> <p>②1-2</p> <p>②1-3</p> <p>②1-5</p> <p>②1</p> |